





## 目 次

特  集	
新年のごあいさつ	
会長	1
神戸地方法務局長	3
境界問題相談センターひょうごセンター長	5
兵庫県土地家屋調査士政治連盟会長	6
報告	
平成28年度第1回業務研修会	7
お悩みパーフェクト相談会	8
平成28年度インターンシップ	9
平成28年度「法の日」の無料登記相談会結果報告	
平成28年度新入会員研修会	16
平成28年度近畿ブロック	
ADR認定土地家屋調査士活用支援研修 ·······	18
平成28年度第1回選択研修会	
土地家屋調査士会近畿ブロック協議会	
平成28年度境界鑑定実務講座	21
歩こう会	22
私達は「酉年」生まれです	24
神戸支部「Kobe Love Port・みなとまつり」	28
尼崎支部「尼崎市市制100周年市民祭りに参加」	30
神戸支部「平成28年度第1回支部研修会」	31
トピックス	
つれづれなるままに「60歳厄年のお正月・旅行」	32
私の事件簿シリーズ「登記申請却下」	33
神戸地方法務局からのお知らせ	
~神戸のオンライン申請利用率を日本一に~	34
理事会トピックス	37
平成28年度中間監査	
部会・委員会報告	35
会員の動向	
会員の動向	43
新入会員アンケート	46
編集後記	47
第16回会報Hyogoに参加してプレゼントを当てよう!!・	··別紙

表紙写真 -

「春」

裏表紙 「再会」

阪神支部 宮川 王音会員

## 新年のごあいさつ



兵庫県土地家屋調査士会 会 長 **岸 本 八太郎** 

会員の皆様におかれましては、輝かしい新年を 迎えられたことと存じます。

平素は、本会の会務運営につきまして、深いご 理解と多大なご協力を賜りありがとうございます。

さて、近年は我々、土地家屋調査士の業務にお いて大きな変化があったと考えております。一つ は、不動産登記規則第93条不動産調査報告書の様 式改訂が行われたことであります。これを受けて、 我々が専門家として有する高度な知識、技術、経 験等を活かして同報告書を作成していくことが必 要であります。そして、実地調査の省略や実効的 な実地調査を担保するためにも、土地家屋調査士 が適正に作成した調査報告書は不可欠であり、今 回の調査報告書の改定を機に、今まで以上に土地 家屋調査士、法務局に対する国民の信頼につなげ ていくことが必要であります。もう一つは、法定 外添付情報の原本提示省略の取扱いの運用が開始 されたことであります。まさに、専門資格者であ る土地家屋調査士による真正担保が問われるもの であります。これらは、土地家屋調査士が有する 高度な専門的知識、技術、経験に対する社会的な 負託が増していることを示すものであり、専門資 格者として、その責任を自覚して業務に努める必 要があります。

現在、日本土地家屋調査士会連合会では、土地家屋調査士の「調査権限の強化」と「業務処理環境の改善」の趣旨の基に、「立会要請」、「立会代理」といった業務、さらに、登記を伴わない調査測量業務等を法律あるいは規則に位置づけることを目指した活動が行われております。また、所有者不明土地を隣接地とする分筆の登記等を可能にするための新たな筆界特定制度の活用について、平成29年度からの本格運用に向けて、現在試行運用が

進められております。これらはいずれも、市民の 重要な財産である不動産取引の安全に寄与するも のであると考えております。

このような中、本会においては、継続的な取組 みとして、「地図作りへの参画強化」、「裁判手続 きにおける土地家屋調査士の活用」、「空家対策に おける土地家屋調査士の参画推進」を主題に活動 を行ってまいりました。

「地図作りへの参画強化」ですが、登記所備付地図作成については、一昨年度より「従来型」「大都市型」「震災復興型」の新たな3つの作業計画が進められております。現在、平成29年度予算要求がなされているところであり、平成26年度の19億円と比較し、平成29年度の概算要求は40億円と3年で2倍以上となっており、土地家屋調査士が果たすべき責任の大きさを自覚して、地図作成作業に積極的に参画する必要があると考えております。また、地籍調査への参画推進に向けて官公署への働きかけを効果的に行っております。

次に「裁判手続きにおける土地家屋調査士の活用」として、これまで土地家屋調査士が培ってきたノウハウを司法の場において活かすことで、土地家屋調査士の社会的地位向上にもつなげる活動を行ってまいりましたが、民事家事を問わない調停員、裁判における専門委員への任命者数は着実に増加傾向にあり、今後もより一層の活動を行ってまいります。

「空家対策における土地家屋調査士の参画推進」につきましては、近年の社会問題でもある空家問題に対応するために制定された空家対策特別措置法の趣旨に基づき、市町が設置する連絡協議会に土地家屋調査士が参画することを推進してまいりました。そして、昨年神戸市との間においては、

神戸支部の協力のもと、空家問題における相談業務を受託するための契約を締結したところであります。また、兵庫県が後援する「ひょうご空家対策フォーラム」に構成団体として参画し、空家の諸問題で悩む市民への相談対応を行っております。

本年度におきましては、これまでの活動の歩を 緩めることなく進めていくことは勿論、新たな取 組みとしまして、我々が22年前に経験した阪神淡 路大震災における被災から復興に向けた取組みに ついて、次代へ継承していく体制作りを考えてお ります。昨年も、熊本、鳥取と大規模な震災に見 舞われました。いつ発生するか分からない震災に 対して、我々が被災した経験を決して無駄にする ことなく次代へつなげていくことが重要であると 考えております。

本年も、土地家屋調査士制度の充実、社会的地位向上に向けた活動を推進してまいりたいと考えておりますので、会員の皆様におかれましては、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、新しい年が皆様にとって 素晴らしいものとなりますよう心よりお祈り申し 上げます。



# 平成 29年 元旦 兵庫県土地家屋調査士会



事 名 東但西明加姫尼伊阪神綱監理副副副副会 淡 活川: 路播馬播 石 路崎丹 神戸 誉 支 支 支 支 支 支 支 会会会会 会 部 部 部 部 部 部 部 部 長 長 長 長 長長長長長長員事事長長長長長 局 長 江 長甲大坂阪中山八箟祝樋 尾 本 濱山森本尾西本野  $\Box$ 敏 宏正良喜雅 孝繁昌敦 樹則明則由勉剛之樹克仁同同同子之彦美郎 同 彦

# 新年のごあいさつ



神戸地方法務局 局長森元利宏

新年、明けましておめでとうございます。

兵庫県土地家屋調査士会会員の皆様におかれまして は、お健やかに新年を迎えられたことと拝察し、心か らお慶び申し上げます。

また、会員の皆様方には、平素より法務行政の適正 かつ円滑な遂行につきまして、格別の御理解と御協力 をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、政府は、昨年、一億総活躍社会と600兆円経済の実現に向けて、いわゆる骨太の方針を閣議決定しました。

この骨太の方針においては、登記所備付地図の整備のほか、新たな取組として相続登記の促進が取り上げられるなど、昨今の社会事情の大きな変化により、新たな行政需要が次々と生まれています。

平成29年度予算の概算要求においては、地図整備体制の強化が盛り込まれており、従来型、大都市型及び 震災復興型登記所備付地図作成作業の推進を掲げています。

その一方で、我が国の財政は、依然、極めて厳しい 状況にあることから、政府は、平成29年度予算編成の 基本方針において、引き続き、経済・財政再生計画を 掲げ、歳出改革を実行するとしており、その歳出改革 は、経済再生と財政健全化に資するよう、ワイズスペ ンディングの考え方に立って、「公共サービスの産業 化」、「インセンティブ改革」、IT化などの「公共サー ビスのイノベーション」という3つの取組を中心とす る方針を示しています。

以上の状況を踏まえた上、当局の登記事務に関する 若干の事項につきまして、述べさせていただきます。

まず、不動産登記法第14条第1項地図作成作業についてであります。

本年度は、従来型地図作成作業として、神戸市北区 東大池一丁目、三丁目及び西大池二丁目(2年目作業) 並びに明石市朝霧南町一丁目から三丁目及び朝霧東町 三丁目(1年目作業)において実施しており、また、 地図の整備が特に困難な大都市における地図作成作業 として、神戸市東灘区魚崎南町四丁目及び五丁目(2 年目作業)並びに同町二丁目及び三丁目(1年目作業) においても実施しております。

地図の整備は、政府の方針である経済再生に沿った ものであり、都市再生の前提となるものですので、会 員の皆様方の御支援と御協力をお願いいたします。

次に、筆界特定事務についてであります。

筆界特定制度は、発足後、11年目を迎えましたが、 当局管内における筆界特定の取扱件数は、発足以降、 常に全国トップレベルの取扱件数となっており、当局 では、これら申請事件の適正かつ迅速な処理に取り組 んでいるところです。

筆界特定事務処理に当たりましては、会員の皆様方が、筆界調査委員として、その実力を遺憾なく発揮されていることに深く感謝するととともに、引き続きの御協力をお願いいたします。

次に、空家対策についてであります。

近年、社会問題化している空家問題について、当局では、順次、市町が設置した協議会へ参加するなどの取組をしているところです。

空家対策には、会員の皆様方の専門知識や豊富な経験が必要となることから、貴会において市町が設置した協議会に参画するなど、空家問題の解消に御尽力をお願いいたします。

次に、登記オンライン申請の利用拡大についてであ ります。

# 会報**月17666**

政府は、平成25年以降、毎年、「世界最先端IT国家 創造宣言」を閣議決定するなど、世界最高水準のIT 利活用社会の実現を目指しており、これを受けて、法 務局では登記オンライン申請の利用拡大に取り組んで いるところです。オンライン申請が広く普及すること は、国民の利便性が向上するほか、土地家屋調査士制 度の充実・発展に大きく寄与することになることから、 会員の皆様方におかれましては、オンライン申請の利 用拡大に一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びになりますが、会員の皆様方におかれましては、 国民からの信頼に的確に応えるため、「境界紛争ゼロ 宣言!」のスローガンの下、高度な知見と技術をいか して一層御活躍されますことを期待いたしますととも に、貴会のますますの御発展を祈念いたしまして、新 年の御挨拶といたします。

# 新年のごあいさつ



境界問題相談センターひょうご センター長 中 井 富 子

新年あけましておめでとうございます。今年もどう ぞよろしくお願い致します。

昨年は、4月の熊本地震、8月の迷走台風、10月の 鳥取地震など、台風、噴火、暴風雪、昨年も数々の災 害がありました。常に災害に備える気持ちを持って 日々過ごしてまいりたいと思います。

日頃から「境界問題相談センターひょうご」の運営にあたり、兵庫県弁護士会、土地家屋調査士会の役員をはじめ会員の皆様には、ご支援ご協力を賜り、心から感謝申し上げます。当境界問題相談センターひょうごの昨年の取扱い件数は、電話問合せ95件、受付面談29件、相談7件でした。

7月にはADRと筆界特定制度の連携を目的に「土地の境界問題に関する相談所」が開設され、神戸地方法務局筆界特定室を相談場所に当センターより弁護士、土地家屋調査士を相談員として派遣して開設されました。同相談所においては、土地家屋調査士と弁護士そして筆界特定室が協力して相談にあたり、相談の振分けを行います。センターひょうごの「受付面談」が法務局と協力して拡大され、利用者の利便を図っています。

境界問題相談センターひょうごのPRとしましては、引き続き住民相談会での案内等、広報部と力を合わせた広報活動に力を注ぐことはもちろん、認定土地家屋調査士の方々がセンターひょうごを利用しやすいように兵庫県弁護士会と相談し、共同受任に向けた体制整備として同会の総合法律センター等を活用して対応して頂ける体制を整えました。

本年度は、広い兵庫県内でセンター利用者の利便を 図るために現地調停の活用を念頭におき、活動して参 ります。また、中長期的には、土地家屋調査士事務所 へ行けば、ADRも含めた解決につながる、社会的な 問題解決の受け皿としての枠組み構築に向けて継続的 に活動を行ってまいります。

センターひょうごの研修会は、年3回実施されます。 関与構成員以外の会員の方々も参加可能ですので是非 参加していただきたいと思います。

様々な可能性を検討しながら今年一年も頑張ってまいります。ご支援とご協力をどうぞよろしくお願い致します。

# 新年のごあいさつ



兵庫県土地家屋調査士政治連盟 会 長 津 村 章 浩

知らざあ言って聞かせやしょう 浜の真砂と五右衛門が...

河竹黙阿弥

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては輝かしい新年をお迎えの事と お喜び申し上げます。

さて、冒頭の有名なセリフはお正月らしく、歌舞伎・ 白波五人男の弁天小僧の一節ですが、醍醐味はキメて 見せる一本筋を通すのが最大の魅力です。

土地家屋調査士の政治連盟は、政治家はもちろん各種団体、いわゆる世間を相手にする舞台の役者の様な仕事で、日々、努力、挑戦してまいりました。私の演技力不足、実力不足等で、中々成果が発揮できない事もありますが、将来においても、どうしても政治連盟は必要と考えます。

黙阿弥のセリフは、日本の残したい言葉の中で上位にランクされている事、私は非常に嬉しく、大袈裟に言えば、日本の国もまだまだ大丈夫と思っています。 感性の点では、世界のトップクラスではないかと思っています。 昨年は魔坂 (まさか) の連続でアメリカ大統領選挙 にトランプ氏が勝利しました。

今年、日本の国はアメリカ、中国、ロシアを含む難 しい外交問題、経済問題が山積みですが、日本の国も 一本筋を通して、毅然と対応してほしいものです。

私事で恐縮ですが、昨年、心臓カテーテル手術を二 度受けましたが、手術中、知らざあ... と心の中で呟 いていました。

そして、最後に小耳に聞いた音羽屋の似ぬ声色で、 小ゆすりかたり名さえゆかりの土地家屋調査士たぁ、 おれのこったと、スカッと決めてしまいました。(別 に私は泥棒ではありません。)

昨年夏の参議院選挙では、兵庫県は難しい対応を迫られましたが、政治連盟の若い先生方のお力で、無事切り抜けられました。

一本筋を通せたのも皆様の御尽力と深く感謝いたし ております。

毎年応援して頂いております会員の皆様、本当にあ りがとうございます。

皆様の御健康、御活躍を心からお祈り申し上げまして、新年の御挨拶とさせて頂きます。

### 平成28年度

# 第1回 業務研修会

日 時:平成28年7月19日(火)14:00~

場 所:神戸市産業振興センター 3階ホール

1. 民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進について

講師 兵庫県農政環境部農林水産局 農地整備課 基盤整備班 主幹 松田 吉弘 様

2. 国土調査法第19条第5項申請の実務について

講師 兵庫県土地家屋調査士会 技術対策委員会 黒田 博雄 委員

神戸市産業振興センターにて第1回業務研修会が開催されました。内容は国土調査法第19条第5項による地図作成の研修で講師の方2名による2部構成でした。1部の講師は兵庫県農地整備課の松田主幹で、松田主幹は農地整備課で地籍整備事業等を経験されており、国土調査法第19条第5項指定とはどういうものかを説明いただき、また記載例を使いどのように申請するのかを詳細に説明していただきました。2部の講師は本会技術対策委員会の黒田委員で、実際に土地家屋調査土が国土調査法第19条第5項の申請につきどのようにして実務をすすめていくのかを説明いただきました。

研修を受け、国土調査法第19条第5項について概要 を知ることができましたが、この制度を利用するため



にはある程度の面積、基準点測量、精度管理表の提出 等が必要となるなど、1個人事務所で実施するのは難 しいと感じました。また分筆登記実施後に地図作成と なるので、費用対効果の面でどうなんだろうと思いま した。(国から一部補助金がでるとのこと。) 大きな開 発を複数の事務所で実施するときはメリットがあるか もしれません。

今回の研修では、国は民間事業者に補助金をだして まで地図を作成しようとしているという現在の方針を 確認することができ、またこういった補助金が国から でていることがわかり有意義な研修であったと思いま した。今後も国の施策や補助金等につきアンテナをは っていきたいと思いました。

(広報部 細山 慶太)





## 「お悩みパーフェクト相談会」が恒例行事になりました。

例年7月に、兵庫県下の10の自由業団体からなる連絡協議会が、来場者のお悩みにパーフェクトな体制でお応えする無料相談会を実施しています。平成28年7月23日に本年度で第3回目の相談会が開催され、我が会からは5名が参加しました。

ワンストップで悩みが解決するように、各士業が出番待ちをするというシステムは実に画期的です。相談内容に関係のある専門家を1つのテーブルに集めた上で相談が始まるので、各士業の連携がきわめてスムーズです。各年度の当番会がポスター制作、会場の采配、アンケートの集計まで全てを仕切り、振返りを重ねてより良いカタチが出来上がりつつあります。この連携は、今後多くの場面で有意義な活動を生み出しそうです。

アンケートの結果によると、今年の来場者数は35名で、昨年の60名に比べると減少しましたが、昨年と同様に新聞を見て来場された方が一番多く、全体の約37%でした。

我が会は相談会当日の7月23日に神戸新聞の紙面1ページ全体を使った「調査士の日」の広告を掲載しました。その中で「お悩みパーフェクト相談会」について、本日開催と記載したところ、それを見て来たという嬉しい反響が多々ありました。

興味深いのは、3回目の開催ともなると人の目に触れ、話題にのぼるようになることです。昨年のチラシ・ポスターでの集客に替わり、知人からの紹介やインターネットでの集客が数字を伸ばしています。同じ方法で定期的に何度か広告を続けると、人の心に残る

点で効果が期待できそうです。ホームページの整備も ふくめ、今後の広報活動にも活用できそうです。

異業種交流は、他の業界を知り、逆にこちらの仕事 や特性を知ってもらう良い機会でもあります。興味が ある方は、来年の相談会にぜひ参加してください。

(広報部副部長 菊田 貴惠)



## 登記書類専門

土地家屋調查片 書類印刷販売

- ② 申請書、図面、 表紙、 その他 1 種類 1000枚以上資名入サービスいたします
- ♡ ワープロ用白紙色々在庫しております 見本請求して下さいお送りいたします。

## 有限会社 旭 印 刷

〒535-0002 大阪市旭区大宮 4 丁目 15番13号 TEL (06) 6953-1266番 FAX (06) 6953-1434番 振替日座大阪00980-7-121433

## 平成28年度 インターンシップを受け入れて

平成28年8月22日~9月2日

平成28年度は昨年よりも一名多い3名の学生を迎え、これまで同様兵庫会単独事業としておこないました。 三年連続して同じ大学と連携を図ることができ、我々 の活動が一定の評価をいただいていることと受け止め ています。

これまではお盆明けの月曜日からの二週間インターンシップ生を受け入れてまいりましたが、今年は少し遅めの8月22日にスタートしました。最終日は9月2日、学校はまだ夏休み期間ということで特に問題はありませんでした。受け入れ事務所もお盆明けの慌ただしい時期を少し過ぎていて都合が良かったようです。

昨年よりインターンシップ受け入れルールとして、 学生の住まいに近い支部に受け入れ事務所をお願いす



開講式



裁判所見学

ることにしています。今年度は学生が県南東部に集中 していたため、尼崎、阪神、神戸の各支部会員に受け 入れ事務所としてご協力いただきました。この場を借 りてお礼申し上げます。

このインターンシップ事業は主に三回生の学生が就業体験を通し、近い将来の就職活動に活かすため場であります。また我々土地家屋調査士にとっては資格そのものを知ってもらうと同時に、大学をはじめとする教育機関、学生・児童という次世代を担う若者に向けた重要な広報活動でもあります。すでに不動産に関する資格を取得している学生も少なからずいるため、単なる資格業紹介にとどまらず、社会人として、また経済活動の一旦を担う重要な業としての土地家屋調査士を感じてもらえる場にしていきたいと思います。

次年度以降もこのインターンシップ事業を継続していくことはもちろん、さらに多くの学生・児童に向けた広報活動の幅を広げていくことが重要であると確信しています。各支部会員の皆様にもご協力をいただく場面が多々あると思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

(広報部長 中山 敬一)



閉講式

## インターンシップを受け入れて

神戸支部 春名 英信

土地家屋調査士というマイナーな職業に体験を求めて来る。そんな珍しい学生、どんな人が来るのだろうと不安半分、期待半分で受け入れをさせて頂きました。 履歴書を先に見させて頂くと、既に宅建の資格を取得しており、不動産関係への就職を望む方との事。体育会系でもあり、当日が楽しみになりました。

開校初日。今考えると「ガチガチに緊張してます」という言葉が丸っきりウソだったと確信が持てるくらい世渡りが上手な方で、コミュニケーション能力は抜群。私自身、人付き合いが苦手なタイプではないですが、私の学生時代とは比べものにならないほど、場の雰囲気に合わせるのが上手でした。

「学生は体力が無い!」三嶋副会長より伺っており



ましたので、現場作業時には「しんどかったら車でクーラーかけて休んでいいから」と声掛けしていました。が、猛暑でバテてたのは私達で、サッカーでゴールキーパーを務める若者には、暑さなんて問題なしです。 昼の着替えの際に、鍛え上げられた上半身を見て納得。 私のようなブタの中年が敵うハズありません。結局、中山広報部長からは「就業体験なので労働力とは考えないで下さい」と言われていたにもかかわらず、思いっきり労働力として頑張って頂けました(笑)

私は、従来より大卒の若者を補助者として選ばせて 頂いてますが、若い人の発想は、大変刺激になります。 もちろん、まだまだ甘いなと感じる場面も多々有りま すが、保守的な考え方に傾倒してしまう我々中年に比 べ、若い人の発想は斬新で画期的なものが有ります。 そういう意味でも、今回のインターンシップで来て頂 いた中原君は、大変素晴らしい人材でした。何よりも、 親と変わらないような年齢の私を、心の底から笑わせ てくれる話術には脱帽です。私も勉強させられた点が 多かったように思います。卒業後は関東での就職を希 望されているとの事ですが、しっかりと頑張って頂き たいものです。短い期間でしたが、ありがとうござい ました。それと、卒業までのアルバイト、宜しくお願 い致します(笑)

### インターンシップ体験実習レポート

神戸学院大学 中原 達也

### 1. 体験実習を通じて感じ、気付いたこと

僕はこのインターンシップを通して学んだ事は今回 自営業の春名さんの事務所に行って、人脈の作り方を 1番に学ばさせてもらいました。企業とは違う、経営 者としての顔を見させていただいて、人と人をどうい う風に繋げていくか、お客様との会話を間近で見てす ごくいい経験ができました。

#### 2. 今後、学業の中で活かしたいこと

僕は将来自営業をして独立を考えています。なので

このインターンシップで学んだ人への接し方をこれから会社に入っても独立をしても使っていきたいと思いました。夢だったものが今回、目標に変わりました。

### 3. 実習でお世話になった方々へ一言

春名事務所の春名さん、荻野さん10日間という短い 期間でしたが、本当にありがとうございました。明る い事務所で、ONとOFFの切り替えがすごくあり、自 営業のすばらしさを感じました。

## インターンシップを受け入れて

阪神支部 宮川 王音

8月22日より、神戸学院大学の女子生徒を一人、イ ンターンシップとして受け入れた。受け入れ期間は、 2週間(実質10日間)の短い間ではあるが、世間に馴 染みのない土地家屋調査士という仕事を少しでも、彼 女に良く伝えられたらという思いで、受け入れた。私 の事務所は、私とスタッフ1名のたった二人だけの小 さな事務所であり、こんな小さな事務所に来てもらっ て、一体、何が伝えられるだろうかとも思った。イン ターンシップがスタートして、まずは書類の整理をや ってもらう、どの仕事もそうであるが、遅いのは、も ってのほか、早い、不正確では、話にならない。そう 言ってやってもらうと、流石に若いだけはある。早い! パソコンにも慣れていて正確だ。では次に、CADを 教えてみる。これにはとっても興味を惹かれた様だっ た。自分が測ったデータが、点になり、線になり、図 面になる。私もこの面白さに惹かれて、この仕事を始 めたのを思い出した。さて次は、外業。建物の測量は、 実感がわくので、すぐにでも即戦力となりそうな程、 手ごたえがあった。一方、土地の測量は、やはり真夏 の現場は暑かったのか、ちょっと熱中症になってしま った。この暑さは、慣れていないと確かに堪える。器 械の操作もなかなか慣れない。土地の測量は、何をや っているか解らないと、さっぱりやっていることが解 らない。やはり慣れるまで時間が掛かりそうだった。 お昼はほとんど外食をした。事務所での内業の時も、 事務所の近くのイタ飯屋、沖縄料理のお店など、普段

はローソン弁当オンリーなのに、小洒落たお店を探しては、食べに行った。娘ほど歳の離れた女の子と話しながら食事をするのは、とても刺激的であった。話の内容は、将来の事、家族の事が多かったが、流石に彼氏のことは聞けなかった。すごく聞きたかったのだけど…。

あっという間に10日間は過ぎた。何かを伝えることは、できたのだろうか? この仕事の面白さや遣り甲斐は、伝えることが出来ただろうか? 反省を抱えつつ、終了式を迎えた。この10日間を通してみて、人を雇ったことがない私としては、新しい人材の育て方の面白さと難しさを教えられた。私にとっては、とても勉強になった10日間であった。彼女にとっても、長い人生の中で短いひと時だったが、良い経験だったと思われたなら、とても嬉しいと思う。



### インターンシップ体験実習レポート

神戸学院大学 澤尾 晴佳

### 1. 体験実習を通じて感じ、気付いたこと

とにかく人との関わり方がとても重要になってくる のだと感じた。電話がかかってくるのがしょっちゅう だし、そのほとんどが仕事、取引相手で自分の返答 1 つ1つが今後の仕事に直結してくるところが学生との 大きな差だと思った。また、今回お世話になった所が、

会社という形態ではなく、個人事務所だったので受けた仕事=収入となるので仕事に対する緊張感というのがだん違いだと感じた。

#### 2. 今後、学業の中で活かしたいこと

今の所、将来は営業をしたいと考えているが、今回

土地家屋調査士という仕事を体験してみて一見人との 関わりが少なそうな感じがしても実際は大勢の人と仕 事しているのだと感じた。

コミュニケーション能力はやはり大事だし、ソフトの使用や書類作成にあたりパソコンをフル活用したのでPCスキルをみがくことは今後社会人になるにあたってこなすべき課題の1つだと思うので将来の為にがんばりたい。

#### 3. 実習でお世話になった方々へ一言

10日間という短い間でしたが、本当にお世話になりました! この10日でお2人に教えて頂いたことは忘れません。測量も、図面作成も、申請も、全て新鮮で楽しかったです。良い経験をさせて頂き、本当にありがとうございました。

## インターンシップ研修を終えて

尼崎支部 中村 光司

この度、初めてインターンシップ研修生を預からせていただきました。神戸学院大学法学部3回生の松川 貴紀君、特に土地家屋調査士の業務に興味があったわけではなく、法律関係の職場へ行きたかったそうですが、弁護士事務所も司法書士事務所もインターンシップの受け入れ先になく、土地家屋調査士会に希望を出されたようです。

私が大学生の頃にはもちろんインターンシップの制度はありませんでしたが、私は学生時代から少し土地家屋調査士に興味を持っておりましたので、土地家屋調査士の仕事内容を調査するため、夏休みの1ヵ月、アルバイト先を探したことがありました。今思えば当然ですが、どこも学生を1ヵ月だけ雇ってくれるような事務所はありませんでした。何十件か電話をかけて断られ、あきらめかけた時、そんな私を憐れんで、「私の知り合いの調査士さんに何人かあたってあげるので一度事務所に来なさい」と言っていただけた事務所が



ありました。阪神支部の小林昌三先生です。結果あたっていただいた方にも断られ、1カ月間小林先生の事務所でアルバイトさせていただけることになりました。何の戦力にもならない私に、仕事以外にも、資格合格から開業までのいきさつ等、色々とお話していただきました。インターンシップと違い、給料までいただき当時も思いましたが、今思えばさらに申し訳ない限りです。小林先生その節はありがとうございました。小林先生に当時、何度も忠告いただいた、

「調査士の仕事は、夏は暑いし、冬は寒いよ、中村君、 不動産鑑定士にしたら?」 おっしゃる通りでした。

だいぶ脱線してしまいましたが、松川君には、建物の測量現場、土地の測量現場、法務局への届出・引き上げ、役所調査、図面作成、事務作業等、一通り見ていただきました。名刺を作って実際に名刺交換もしていただきました。すごくまじめに取り組んでくれましたし、今回のインターンシップに当たり、事前に不動産登記法の勉強をしていたせいか、非常に的を射た質問を随所にしてきました。

事務所のスタッフも皆、松川君に少しでも何か持って帰ってもらいたいと、一丸となったつもりですが、どうだったのでしょうか。

事務所にとっては間違いなく有意義で楽しい2週間でした。このような機会を与えていただきありがとうございました。皆様も機会があれば是非受け入れみてください。事務所にとって必ずいい経験になると思います。

インターンシップ終了後、松川君から手書きのお礼 の手紙が届きました。事務所スタッフそれぞれに名指 しでお礼の文章が書いてありました。 松川君の、今後の活躍に期待します。

### インターンシップ体験実習レポート

神戸学院大学 松川 貴紀

### 1. 体験実習を通じて感じ、気付いたこと

車の座る位置など、今まで学生生活を送ってきただ けでは学ぶ事のなかったマナーも学ばせて頂きました。 朝出社したら一番下の者がお茶を皆さんに出すといっ た基本的な事まで教えて頂きました。事務所の皆さん を見て感じたことは、それまで雑談をされていたとし ても電話が掛かってきたら、即座に切り替えて丁寧に 対応に当たるといった様に、社会人とはこういったも のなのだ、という事を感じることが出来ました。

### 2. 今後、学業の中で活かしたいこと

司法書士の先生に仕事を引き継ぐまでに、関わる人 の数がとても多く、そういった事からも初日の開講式 で皆さんが仰られていた、人間関係の大切さや、コミ ュニケーションの重要さを感じることが出来ました。

この2週間の実習で得た経験は就職活動の時だけで なく、将来働き始めてからも活きてくると思います。残り の学生生活でも意識をして過ごしたいと思いました。

#### 3. 実習でお世話になった方々へ一言

まずは、インターンシップで受け入れて下さったことに 本当に感謝しています。忙しい中、基本的な質問にも、 丁寧に答えて下さったり、帰りに駅まで送って下さったり、 作業着まで揃えて下さりと、ご迷惑をお掛けしたと思いま す。また、仕事の合間に毎日体験実習日報を書いて下 さり、本当にありがとうございました。

### \*GNSS測量サービス

GNSS測量サービスを行なっています。 StaticやVRSの観測応援及び業務協力 が主な仕事です。 登記基準点、公共測量業務、工事測量 などに数多くの実績があります。



RTK-VRS 観測



Static III

### ※販売/レンタル/サポート

GNSS、トータルステーションなど 測量機の販売/レンタル/導入サポート 等を行なう販売店です。 実務実績が豊富のため、よりお客様に 安心してご利用いただけます。 ぜひ、お気軽にお問合せください。





\*UAV空撮測量サービス

神戸市須磨区前池町4丁目4番27号 TEL 078(739)0723 FAX (739)0724 代表 長瀧安秋 TEL 080-6212-2817

= 平成28年度 =

# 「法の日」無料登記相談

10月1日「法の日」関連事業として、9月から10月にかけて県下24会場で、無料相談会を開催しました。 支部別・相談内容別集計表

相談内容		神戸	阪神	伊丹	尼崎	姫路	加吉川	明石	西播	但馬	東播播	淡路	合計
土	表題登記に関すること												0
	境界等に関すること	2	3	1	1	4	3	16	2		3	4	39
	分筆・合筆・地積更正登記に 関すること					1						1	2
	地目変更登記に関すること												0
地	区画整理事業等に関すること												0
	その他	3		1		1			1	1	1	2	10
	計	5	3	2	1	6	3	16	3	1	4	7	51
	表題登記・増築登記等に関すること	1	1			2		2	1	1	1		9
建	滅失登記に関すること		1			1					1		3
	区分建物に関すること								1				1
物	その他									1	1		2
	計	1	2	0	0	3	0	2	2	2	3	0	15
	相続・贈与・売買等・所有権移転 登記に関すること			1	22	31			7	2	3	1	67
そ	税金等に関すること					2			1	1			4
の他	住所変更に関すること												0
	その他				21	9			3			1	34
	計	0	0	1	43	42	0	0	11	3	3	2	105
相談件数合計		6	5	3	44	51	3	18	16	6	10	9	171

## 無料登記相談会場風景

~たつの会場~



~但馬会場~



~宍粟会場~



~明石会場~



~相生会場~



~三田会場~



~神戸会場~





## 平成28年度 新入会員研修会

### 受講者アンケート集計結果

開催日:平成28年9月9日~10日

場 所:本会地階会議室

**受講者**:13名(回答者数13名)

### ①開催時期は、適当でしたか。

1. 適当……<12>

#### <理 由>

- ・できれば土日の方がよかったです。
- ・気候的にも良かった。
- ・業務が割と暇な時期で良かった。
- ・金土と日程が調整しやすかった。
- 2. 不適当……<1>

### <理 由>

・繁忙期(9月)のため、参加する調整が難しかった。

### ②講義時間は、適当でしたか。

- 1. 適当……<13>
- 2. 不適当……<0>

#### <理 由>

- ・適度に休みをはさむので、だれる事なく受講できた。
- ・集中力が保てる50分間でした。
- ・50分間隔で良かった。



#### ③全体的なカリキュラムの印象は、いかがでしたか。

- 2. 良くない……<0>
- 3. どちらともいえない……<1>

### <理 由>

- ・実務経験が乏しいので、全体的に勉強になった。
- ・実務に役立つ講義で大変有意義だった。

# ④印象に残った講義があれば、記載してください。(複数可)

- ・土地の業務と調査報告書の書き方(2)
  - →実際にあった実務のケース説明がためになっ た。
  - →過去の事件を基に話して頂いたので、すごく分 かりやすかったです。
- · 倫理研修 (3)
  - →本格的に業務にかかるにあたって、しっかり取 り組まなければならない問題だったから。
  - →実際の事例や失敗談を聞くことが出来て興味深 かった。
  - →様々な苦情の内容を聞かせて頂き、自分の業務 態度も引き締めないといけない事を実感しまし た。
- ・オンライン申請(3)
  - → そろそろオンライン申請したいと考えていたの でためになりました。
- ・地籍に関する研修(2)
  - →知らない事が非常に多いため全てが勉強にな る。
  - →公図の沿革等、図面を使った説明でわかりやす かった。
- 報酬額について(1)
- ・区分建物の業務と調査報告書の書き方(3)
  - →マンションの区分登記については、実際には全

く知らなかったのでよくわかりました。

- →分譲マンションの登記はまだ経験がないので。
- →特に、マンション新築登記の手続きに関する特 殊性についてよく理解できた。
- ⑤理解しにくかった講義があれば、記載してください。(複数可)
  - ・地籍に関する研修
    - →内容が難しかったです。範囲が広かったです。
  - ・ADR相談センターと認定調査士
    - →自分の知識がなさすぎてよく分からなかった。
  - ・政治連盟の活動について
    - →単に自分の勉強不足です。
- ⑥設けて欲しかった講義があれば、記載してください。
  - ・先輩調査士先生の失敗した経験を聞かせてほし い。
- ⑦今回の研修会で、受講者、講師、役員と情報交換、 親睦を図れましたか。
  - 1. 図れた……<10>
  - 2. あまり図れていない……<3>
- ⑧当研修会、懇親会含め全体の意見、感想があれば、 記載願います。

### <感想・意見>

・懇親会は翌日の影響も考え、最終日にしてはどうか。

- ・同時期に入会した人たちの話や経験談を聞いたり する事で、仕事に対する新たなモチベーション向 上につながります。
- ・今回の研修内容をさらにつきつめて勉強していき たい。
- ・懇親会での新入会員以外の方の支部名・氏名が分からないため、どなたと話しているか分かるよう 全員名札を付けられたら良いと思います。
- ・普段あまり他の調査士の先生と話す機会がないので、色々意見交換できて良かった。研修を受けて、日々勉強しもっと知識を豊富にしてしっかり 仕事していきたいと思いました。
- ・とてもよかったです。
- ・新入会員の研修が受けれて良かったです。
- ・とても勉強になりました。
- ・これから業務を進めていく上で大変ためになりま した。ありがとうございました。



OAシステム・土木施工/測量CADシステム

公共土木・測量委託積算システム

測量機器・計測機器・レーザー機器

測量用品·設計/製図用紙 他





株式会社リライアンス

〒677-0057

兵庫県西脇市野村町茜が丘36-3 TEL:0795-27-7007 FAX:0795-22-7017



### 平成28年度

## 近畿ブロック ADR認定土地家屋調査士活用支援研修

日 時: 平成28年10月22日 (土) 13:00~ テーマ: 「境界紛争~解決への道しるべ~ |

講師:弁護士

中村 吉男、井上 卓哉、 岡崎 倫子、

板野 充倫、志和 謙祐

土地家屋調査士

山脇 優子、吉田 栄江、辻田 智博、

西田 寬、中山 高良

このたびは、「境界紛争~解決への道しるべ~」の 共同執筆をされた先生方よりその解説をいただける研 修でした。境界紛争の調査一連作業、手続選択と先後 選択のために必要な知識の確認、また、共同受任する 2 士業の考え方を共有できる良い機会になりました。

調査士からの話としては、特に筆界特定制度(以下「筆特」という)の特性と筆界確認訴訟への影響についての話が印象に残りました。筆特は昨今利用件数も増えていますが、状況によっては思わぬ選択を余儀なくされることもあります。

たとえば、筆特の結果は当事者を超えて、関係土地にも影響します。その結果は登記記録にかかれます。 そして、これを覆せるのは訴訟しかない。ですから想 定外の筆特の結果をみて、訴訟せざるをえなくなる ケースもおきているとのこと。

また、筆界確認訴訟を立ち上げたとき、裁判官より、筆特がされているか、そうでないなら筆特を要請されることが増えているという報告もありました。 「選択肢としての通常の鑑定と、筆特の要請とが2: 8の実感値です」と、裁判の経験豊富な先生もおっしゃいました。筆特がされている場合には、不動産登記法147条により、裁判官は筆界特定手続記録送付の嘱託をすることができます。

筆特の問題点は、偏った費用負担となりやすいこと。結論が見えないのも当然ながらどういう筆界特定 委員のどういう意見、認識過程を経て結論の筆界に 至ったのか、当事者には知ることができないこと。一 方、裁判官は嘱託した資料からすべて知ることができるということ等です。これらの点は事前にクライアントへの説明が必要です。

弁護士さんには、「境界紛争は、土地家屋調査士の力がないとできません」と調査士の行うフィールドワークと発想の柔軟性及び専門性を高く評価していただきました。その上で調査士にお願いしたいことも述べられました。「調査士があくまで中立的な専門家であることは尊重した上で、弁護士は常に有利不利という視点をもって公図等資料を見ることを理解してほしい」「場合によっては、調査士が筆界の特定に重要と考える図面を、出さないこともある」等という点に付き思考の転換をお願いしたいとのことです。

会場からの質問も多くでました。「当初、通常の境界確定のために入った案件がADRに移行したときの微妙な立場感」や、「筆界特定では、想定どおりのラインがでたが、時効が迫っている場合、訴訟の検討をせざるをえないのか」といった内容もありました。双方代理たる通常業務との違和感や、筆特に形成力がないことへの対処は、今後も引き続き課題となりそうです。試みのひとつとして、境界問題相談センターおおさかでは「簡易調停」として、筆特は終わったけれど、境界標が入らないケースについて、成立手数料は無料、2回で終了する調停制度を設けている旨紹介されました。

依頼者が手続きを選択するにあたり、相談を受けた 弁護士・調査士は、依頼者が一番気になっているとこ ろ、一番大事に思っているところを十分ヒアリング し、重要視しているのは「想いの部分」なのか、「合 理性の部分」なのかを探りつつ、クライアントに判断 の材料を提供しなければなりません。ことに筆界特定 制度、筆界確定訴訟、所有権確認訴訟、調査士会 ADR、と複数の解決を目指す手続きがあることが、 クライアントにとってメリットと感じてもらえるよ う、それぞれの制度の熟知の必要性、そして調査士と しての責任の重さを再確認した研修となりました。

(神戸支部 一ノ瀬 珠子)

## 平成28年度 第1回選択研修会

日 時:平成28年10月26日(水) 16:00~

場 所:あすてっぷKOBE セミナー室1・2

題 目:オンライン申請『添付図面電子化のススメ』

講 師:連合会オンライン登記推進室委員

大阪府土地家屋調査士会 正井 利明 氏



本研修は、オンライン申請(以下「オンライン」と 略記)の以下の6項目でそれぞれにポイントを絞って 説明されました。以下に印象的に残った事の一部を列 記します。

### ①オンラインのメリット

- 1) デジタル資料は紙資料に比べて、再利用や保存が容易である。例えば、紙資料だと、保管スペースが広がるばかり。また、コピー・割印・スタンプ押印・ホッチキス留めが省略できる。
- 2) 補正があっても法務局に行かなくてよい。補正の際に気を付ける4つのポイントがテキストP16に記載されています。
- 3) 社内サーバーで情報が共有できるので、所員が仕事を分担できる。本職はチェックして電子署名だけで仕事が終了する。

これらのメリットを享受するためのキーワードは「図面を含めた添付情報の電子化を積極的に進めることです。」と強調されていました。

添付情報を含めたオンラインは、補正が増えてその対 応に不安でしたので意外でした。

#### ②登記情報提供サービスの活用

このサービスを便利に使うヒントが紹介されました。

- 1) 無料で住宅地図から地番がわかる検索サービス。
- 2) ダウンロードできる登記情報のPDFファイルは コピペが可能なため、正確性がアップする。
- 3) 基準点管理システムやストリートビューを使って 仮想的に現場の基準点が見れるなど「タダで」情 報が多く得られる。
- 4) 法務局内を含め、あらゆる場所で活用できる。
- 5) かんたん証明書請求サービスの活用で、例えば登 記事項証明書類を請求してネットバンキングで支 払えば120円もお得になる。

### ③オンラインを使いこなすまでのステップ

- 1)まず、電子証明書を取得する。土地家屋調査士個 人証明書は進化しており、事務所の所在変更など では失効しない。
- 2) オンラインの環境設定は簡素化されており、フリーソフトのダウンロードなど4つのステップで完了。その他の無料フリーソフトをダウンロードすればさらに便利。
- 3)添付情報電子化のポイントとして、
  - \*図面はTIFF形式。XML署名ファイル作成
  - \*規則93条調査報告情報は直接PDFファイル化
  - \*書類はスキャナーで電子化
  - \*PDFファイルは取りまとめてから電子署名



#### ④申請用総合ソフトの使いこなしのポイント

- 1) 申請の目的に応じて適切な様式を選ぶ。登記の目 的は、文字列や空白の挿入を含めて変更しない。 外字は「漢字検索」機能を使う。
- 2) 物件の入力は「1筆1 No.」の原則を厳守する。
- 3)「登識提供様式作成」ボタンは最後に押す。

### ⑤これから将来の注目ポイント

マイナンバーカードは、公的個人認証電子証明書が格納されているため、将来依頼人が印鑑証明書、住所証明書の代わりに電子署名したいと言ってくるかかもしれません。署名付与後の申請ファイルを修正すると改ざんとみなされることに注意。マイナンバーに関連して、将来コンビニでも証明書類がゲットできるようになる。

#### ⑥困った時に役立つ情報

直接、正井講師に電話してもらって大丈夫とのことです。(050-7521-2854) その際、支部名と会員名を



ゆっくりと言ってください。また、補助者と話をする 場合でも、最初は本職からお電話下さい。

特に、⑤は印象に残りました。ネットの利用に関して、私は妻に「化石人間」と言われつづけていますが、一般の人に後れを取らないためにも、オンラインに挑戦すべきだと思いました。

(広報部 八尾野 孝之)



### 土地家屋調査士会近畿ブロック協議会

## 平成28年度 境界鑑定実務講座

日 時:平成28年11月24日 (木) 14:00~

場 所:大阪国際交流センター

講 師:名城大学大学院法務研究科教授

横浜国立大学法務アドバイザー

北海道教育大学法律顧問 弁護士 梅津 和宏 様

#### 講義内容

「土地家屋調査士と筆界特定制度」

- 1 筆界特定制度創設10周年
- 2 境界確定訴訟
- 3 筆界特定制度の創設
- 4 筆界特定を巡る裁判例
- 5 筆界紛争と土地家屋調査士の役割
- 6 土地家屋調査士の職務を巡る裁判事例

近畿ブロック協議会主催で筆界特定制度創設10周年 にふさわしい講師である、弁護士 梅津和宏様を迎え 約2時間30分におよぶ講義が開催され、各県より多く の方が受講されました。

冒頭、梅津和宏先生が当時、大阪法務局長時代を振り返りながら局長在籍時に筆界特定制度創設にこぎつけることができたのは大阪土地家屋調査士会があったからこそで、"筆界特定の第1号は何がなんでもこの地、大阪で"との想いが叶った事を懐かしく語られました。

境界確定訴訟についての問題点は、時間がかかりすぎる事(長い事件となると4年~5年)と非科学的であることです。その改善策として司法改革の中で時間短縮が掲げられました。梅津和宏先生自身が裁判官であった30年ほど前、事件に関し土地家屋調査士に鑑定書を依頼した時、科学的で合理的手法で公図を読み解く技術を高く評価され、境界確定訴訟での境界を判断する上でかなり参考になり得たことを経験され、筆界特定制度への土地家屋調査士の関与の重要性を実感さ

れました。また、所有権界に対しても土地家屋調査士の業務の一つとして捉えることができないかという考えを持たれておられます。しかし、その一方で、筆界特定制度で特定された筆界を裁判官時代に自ら境界確定訴訟で否定された裁判例を紹介されました。

改めて、公図の読み取り方、正当性の判断するうえで、14条地図以外は正確ではなく定量性は高くないので重ね図等で基準点をどこに置くか検討する場合は係争地に近いところを選択することが基本的な考え方であることを忘れてはならないと認識しました。常識的な要素の欠落は、筆界特定制度の信用性を低下させ、制度自体の信頼を欠く結果となることを、資料(図面)を用意され説明して頂きました。

平成18年1月20日施行以来、全国で毎年1,000件程の筆界特定制度が利用されており、その内、東京約100件に対し、大阪約120件、神戸約80件、京都約50件と近畿地区の割合が高くなっています。

地図混乱地域が多く、14条地図の整備が遅れている 中で、筆界特定制度の利用で、境界確定訴訟の件数が 減っている事実も聞くことができました。

本日の講座で改めて確信したことは、境界確定訴訟も視野に入れて、日常業務から登記記録、地図又は地図に準ずる図面及び登記簿の附属書類の内容、対象土地及び関係土地の地形、地目、面積及び形状並びに工作物、囲障又は境界標の有無その他の状況及びこれらの設置の経緯その他の事情を総合的に考慮して、対象土地の筆界の特定ができる様に日々、研鑽を積むことが大事であり、よって国民の期待に応えていけるよう努めていきたいということでした。

(姫路支部 城戸 文昭)



去る11月19日、赤穂市にて、平成28年度の歩こう会が開催されました。天気予報からしてかなり雨の確率が高く、実際当日明け方まで結構な量の雨が降っていたのですが、開始前に何とか天候も回復し、西播支部役員一同、ホッと胸をなで下ろした次第です。

本会の岸本会長から開会のご挨拶を頂き、西播支部・ 坂本支部長の挨拶の後、ABCの3チームに分かれ、 午前9時40分頃、播州赤穂駅前を出発致しました。各 チームに一人ずつ観光ガイドさんについて頂き、各見学ポイントでの説明をお願い致しました。

10分程歩くと、最初の見学ポイントである「息継ぎ広場」 に到着しました。江戸城松の廊下での刃傷事件を知らせ る使者・早水藤左衛門と萱野三平が、赤穂城に入る前 に飲んだといわれる息継ぎ井戸や、忠臣蔵の名場面を人 形で楽しめるからくり時計・義士あんどん等があります。

午前10時に始まったからくり人形を見終わった後、次の見学ポイントの「花岳寺」に向かいました。赤穂藩祖浅野長直公により正保2年に建立されたお寺で、境内には四十七義士の墓等もあり、赤穂義士ゆかりの史跡であります。ここでは15分程度、ガイドさんの説明を聞きながら、お寺の敷地を散策しました。



からくり時計



花岳寺

花岳寺から20分程歩くと、次の見学ポイントである「大石神社」に到着しました。大正元年、赤穂四十七義士並びに萱野三平を主祭神として、赤穂城三の丸大石内蔵助・藤井叉左衛門両家老屋敷跡に建てられました。神社拝殿の周囲には忠臣蔵の絵馬が物語の順に掛けられております。また、参道には四十七義士の石像が並んでおり、大槌・斧・槍など討入りの時のそれぞれの役割の道具を手に、参拝者を迎えております。

大石神社から少し歩くと、「赤穂城跡」に着きます。 浅野長直の指示によって慶安元年(1648年)から13年の 歳月をかけて築かれた赤穂城は、近代城郭史上非常に 珍しい変形輪郭式の海岸平城です。城地は三方を山に 囲まれ、東に千種川、南は瀬戸内海に面し、清水門の 南にある舟入は船が出入り出来るようになっています。



大石神社



赤穂城跡

昭和46年に国史跡指定を受け、平成14年には本丸庭園と二之丸庭園が国の名勝に指定されております。当時天守こそ建築されませんでしたが、再建された門や塀そして庭園の美しさは目を見張るものがありました。

赤穂城跡を出て、歴史博物館前に全チームが到着する頃には、正午になっていました。集合写真を撮影し、 坂本支部長の閉会の挨拶の後、参加頂いた皆にお土産 をお渡しして、現地解散となりました。



晴天とはいきませんでしたが天候にも恵まれ、何とか 無事に歩こう会を終えることが出来ました。私自身、た つので生まれ育ち現在相生で仕事をしているにも関わら ず、お隣の市とはいえ、いかに地元のことを知らないか ということを痛感し、反省しております。97名ものたくさ んの方々にご参加頂き、素晴らしい歩こう会にすること が出来ました。本当にありがとうございました。

(西播支部 竹内 尚)



# あけましておめでとうございます

~私達は [酉年]生まれです~

①出身地はどこですか? ②あなたの住んでるまちの自慢をしてください。 ③あなたの趣味は?

④調査士になったきっかけは? ⑤酉年に向けた抱負・意気込みをお願いします。



- ①京都府綾部市
- ②神戸市須磨区 家が須磨海岸より徒歩3分なの で、よく海水浴に行ってます。
- ③仕事しながら音楽(特に60年代 ロック)を聴くこと。
- ④小さい頃より父(元調査士)の

仕事を手伝って建物を測量して いたことでしょうか…。

⑤酉のように動きまわって業務に 勤しみたいと思います。 もう「ケッコー」というぐらい 仕事ができるようにというのが 年始の願いです。



- ①神戸市です。
- ②神戸市灘区

王子動物園が近所にあり、子ど もからお年寄りまで楽しめます。 又、春は夜桜のライトアップ、 夏は夜間サファリも開催されて います。

- ③手芸、ゴルフ
- ④大学時代に調査士事務所兼司法 書士事務所にて、インターンシ ップに参加したことがきっかけ です。
- ⑤健康第一に、心折れずに、仕事 と向き合いたいです。



- ①兵庫県神戸市
- ②神戸市須磨区 須磨海岸、須磨浦山上遊園
- ③ウインドサーフィン、オープン ウォータースイミング
- ④会社員 (測量会社) から独立開 業するため。
- ⑤ひめじ家島オープンウォーター スイミング大会3.2kmで1時間 10分以内で完泳する(去年は1 時間30分)



- ①神戸市兵庫区
- ②神戸市須磨区 ほっともっとスタジアムの花火

が間近に見れること

- ③仕事が休みの日、明るい内から の飲酒
- ④アルバイト先の社長に土地家屋 調査士という職業があることを 教えていただき試験を受けるこ とをすすめられた。
- ⑤お酒を飲んだら、つい調子に乗 って、はしゃぎすぎてしまうこ とがあるため、環暦を迎えるに

あたって、酔いが覚めて我に返 った時、赤面することのないよ う、年相応の飲み方が出来るよ う心掛ける。



- ①神戸市兵庫区
- ②神戸市須磨区 近くに多井畑厄神(毎年1/18.
- 19. 20)・奥須磨公園・須磨離 宮公園があり自然豊か。(ある 方は神戸の秘境とおっしゃいま すが…)
- ③はしご酒・ゴルフ (情熱が薄れ かけていますが~)
- ④失業中、お世話になった取引先 の方に紹介され、調査士事務所 の補助者として働き出したこと。
- ⑤年男だからと改まった抱負・意

気込みはありませんが、日々の 生活を充実したものにしていき たいです。後何年、土地家屋調 査士でいられるか判りませんが 乗り遅れないよう業務の研鑽に 励めたらと思います。



- ①神戸市
- ②神戸市中央区 便利なところですかね、だいた い何でもあります。
- ③サッカー (神戸市リーグ所属) 来期は2部になる…かもです。 フットサル 隔週でやってます。 読書…最近溜まっていきます、 買うばかりで…
- ④司法書士を目指すも挫折→調査 士を目指す。 デスクワークより現場作業が好きです。作図も好きです。
  - 人と話すのも嫌いではありません…司法書士よりは向いてたと

思いたいです (笑)

⑤酉年に向けた、というわけではないですが、30代後半戦に突入しますし、子供が1歳9ヶ月くらいなので、ますます仕事に精を出していきたいと思います。ええおっちゃんですね。もはや。地に足をつけて、地道に、一つ一つ大事に、人に対し誠実に、丁寧に行きたいし、生きたいですね。元が雑な性格ですので…



- ①山口県岩国市
- ②宝塚市伊孑志 武庫川のほとりで季節の変化を 愛でながら文化を感じられる街
- ③登山、旅行、読書
- ④設計事務所の独立と同時に事業 拡大の為。

⑤還暦の年になりましたが、気持 ちはまだまだこれから仕事にプ ライベートに楽しみたい。



- ①兵庫県
- ②三田市 近くに友達がいる。
- ③旅行
- ④素晴らしい先輩と出会った
- ⑤調査士会に入会し、その間色々 な方にお世話になりました。

健康で会の発展に少しでも応援 したいと思います。



- ①京都市。 嵐山の近く松尾という 所です。
- ②三田市

みなさんが思っている以上に交 通の便が良い。

- 市営のテニスコートが多く、格 安です。
- ③②で分かると思いますがテニス です。

- 土曜日は仕事が無ければ、5時 間程やってますが痩せません。
- ④以前勤めていた測量会社の書庫 で調査士試験の本を見つけて目 覚めました。
- ⑤今まで一度も行った事の無い所 に行ってみたいです。
  - 公私共に飛躍の年にしたいです。



- ①兵庫県尼崎市
- ②尼崎市尾浜町

尼崎市の真ん中あたりに位置し ている尾浜町は、空家が少ない。 名神高速の尼崎I.Cのすぐ近く に位置しており、車での移動が 便利。

③囲碁、将棋、釣り

- ④自己所有の土地の境界線のトラ ブルに遭遇したため。
- ⑤初心に戻ったつもりで、勉強し 直します。

特に不得意分野であるネット系 について、めんどくさがらずに 勉強します。



- ①姫路市
- ②何といっても世界遺産「姫路城」 でしょう。平成の大修理を終え、 2015年の入場者数は前年比の3 倍で全国一となりました。事務 所が姫路城から徒歩10分の位置 にありますので、毎日昼休みの 散歩コースとなっています。
- ③山登り。職業病でしょうか無意 識に三角点を探しています。
- ④「不景気でも仕事はなくならな いしの一言。
- ⑤特別な思いはありませんが、い つまでも第一線で業務ができる よう頭と体を鍛えて日々頑張ろ うと思います。



- ①神戸市
- ②姫路市東辻井 姫路城のすぐ西、城西地区に

あり、高台から国宝姫路城を望 むことができる。

- ③バイク、プロ野球観戦(巨人フ ァンです)、読書
- ④先に司法書士を開業していたの で、表示登記もできるようにと 調査士の資格を取りました。
- ⑤充実した1年になるよう目の前 のことに1つ1つ精一杯向って いきたいと思います。

我が家では、私と妻、末娘の3 人が酉年ですので、今年は何か よいことがあるのではないかと 期待しています。



①宍粟郡一宮町 ②宍粟市一宮町 「宍粟50名山」の1,000m級の

山がたくさんあり四季を通してハイキングが楽しめます。名所としては、「伊和神社」、「福知 渓谷」、「高野の不動滝」があります。

- ③スポーツ観戦、スポーツ写真を 写すこと。
- ④何もわからず補助者になって、 測量が面白いと感じ、これで飯 が食えるならと思い試験を受け

ました。

⑤時代遅れを自慢しないように、 今を生きたい。

マラソン完走して、おいしいビールを飲む努力をしたい。

こけないよう、ぶつからないよう、怪我しないように慎重に歩いていきたい。



- ①兵庫県赤穂市
- ②忠臣蔵が有名、気候が温暖でとても暮らしやすい町
- ③犬と散歩すること
- ④父が調査士をしているから
- ⑤1日1時間は、実務本を読む。



- ①美方郡新温泉町
- ②豊岡市 四季を満喫でき、旨い食物、食 材が豊富
- ③バイク、運動(ジョギング、フィットネス、太極拳)
- ④仕事の繋がりで開業に必要だか ら..

⑤バタバタしないで少し余裕を持ってコツコツとです。

※「酉年」生まれ54名の内、15名にご回答いただきました。ありがとうございました。

神戸支部広報活動 第 15 回 Kobe Love Port・みなとまつり )



## Kobe Love Port・みなとまつり 土地家屋調査士 PRブース

平成28年7月17日(日) 平成28年7月18日 (月・海の日) 開催場所 新港第二突堤

平成28年度土地家屋調査士会神戸支部事業といたし まして、第15回「Kobe Love Port・みなとまつり」に て企業紹介ブースを出店しました。



「Kobe Love Port・みなとまつり」は、神戸のまち を支える「海」と「港」に感謝を捧げるために開催さ れるおまつりです。神戸の夏を彩る風物詩として会場 には毎年2日間で約20~30万人の来場者が訪れ、夏休 み前の親子連れで大変な賑わいを見せます。



1868年1月1日に開港した神戸は、2017年(平成29 年) に開港150年を迎えます。2017年には神戸開港150 年記念事業として様々なイベントが開催されます。第 15回「Kobe Love Port・みなとまつり」は、神戸開 港150年プレイベントとして行われ、昨年以上にパワ ーアップし盛大に開催されました。イベントステージ では、コロコロチキチキペッパーズ、ピスタチオ、ト レンディエンジェル、銀シャリ、アキナ、筧美和子、 橋本マナミ、渡辺直美、8.6秒バズーカー、おかずク ラブ、かまいたち、ダレノガレ明美などの出演者や、 ライブではMINMI、SOLIDEMO、SKE48、こんどう ようぢなどで盛り上がりました。

土地家屋調査士会神戸支部のブースも、今年からの 参加となる司法書士会神戸支部と並んで出店すること により、昨年以上に調査士制度・登記制度をアピール することの出来る場となりました。

土地家屋調査士ブースでは、プラスチック杭を使用 した土地家屋調査士オリジナル輪投げで子供達に遊び ながら境界杭に親しんで頂いたり、トータルステーシ ョンを実際に覗いてもらいノンプリで実測を行い、数 百メートル先の建造物までの距離を当てるゲームを行 いました。老若男女問わず興味津々な方が多く、日頃





道端で見ることはあってもなかなか触ることができないトータルステーションの操作や説明を楽しんでおられました。また、土地家屋調査士のことを知っていただけるように『境界確認のお願い』等のパンフレットの頒布を土地家屋調査士制度の説明とともに行いました。

お隣の司法書士会神戸支部ブースの法律クイズやスーパーボールすくいとの相乗効果で大変な好評を頂き、ひっきりなしにお客さんが来られ終盤には支部で用意したオリジナル景品やパンフレットが全て無くなりました。

丸々2日間、神戸支部一丸となって制度広報に注力



し、多くの来場者に土地家屋調査士を知っていただく ことが出来ました。

昨年度から土地家屋調査士のPR活動として継続して参加しております"みなとまつり調査士ブース"に今年も本会役員・事務局の方々を始め他会の調査士にもご来場頂きました。誠に有難うございました。

今後とも、土地家屋調査士のPR活動を拡充して参 りたいと思います。

会員の皆様には、土地家屋調査士の未来の為、御参加・ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

(神戸支部 横田 史生)

- ★測量機器販売・調整
- ★測量CADシステム販売・サポート
- **★スキャニングサービス・各種印刷関連** ・製図製本
- ★測量消耗品関連販売





**〒651-2135** 

神戸市西区王塚台3丁目27番地の8

TEL&FAX 078-202-7070

直通連絡: 080-2449-2729 担当:中田/PCメール: total-support@zeus.eonet.ne.jp

### 尼崎支部

## 広報活動として尼崎市市制100周年市民祭りに参加

平成28年10月8~9日に、尼崎市民祭りに参加しま した。阪神尼崎駅北側のエスカレーターを上がった 2 階(バスターミナル上の中央広場内)に割り振られた ブースに、間口3.6m奥行2.7mのテントを設置して距 離当てゲームを行いました。測量機器で付近の宣伝看 板などとの距離を測定する前に、一般客の人に距離を 予測してもらい、正解から最も近い方にガラガラ抽選 を3度、2番目に近い方に2度、その他の皆さんに1 度回してもらって、1等~4等の景品をお持ち帰りい ただきました。1、2等の景品は支部会員から提供さ れたゴルフボール、リカちゃん人形、釣りのリール、 シーツなどです。3、4等は缶ジュース、駄菓子です。 ゲームは、平均40~60分おきに行いましたが、毎回テ ントの前には30~40人の列ができました。

毎回、小学生が最も近い答えを出したのには驚きで した。距離当てゲームでは、簡単に調査士の仕事につ いて皆さんに聞いていただきました。テント正面には 各種境界標を、3、4等基準点のカラー写真を掲示し



ました。正直、今回のイベントは調査士の広報として 有効な企画であると断言できません。もし続編を考え るなら、基準点や境界標などのクイズに答えながらテ ントを通り抜ける形式のゲームも一つの企画になるか と思いました。

(尼崎支部 八尾野 孝之)

# しらせ



昭和55年12月31日生

### 土地家屋調査士補助者証

事務所所在地

土地家屋調査士氏名 ●● ●●
登録番号 兵庫 第×××号

発 行 日 平成25年1月1日 有効期限 発行日から5年間 発行番号×××番 左の者は当会会員上記土地家屋調査士の 補助者であることを証する

兵庫県土地家屋調査士会

### 注意事項

- 1. 本証は業務執行中常に携帯すること。
- 2. 本証は他人に貸与してはならない
- 退職したときは、15日以内に本会に返納す
- 4. 記載事項に変更を生じた場合は、15日以内 に本会に提出し訂正を受けること。

兵庫県土地家屋調査士会 電話 078-341-8180

### 補助者証の更新手続について



現在、会で発行している補助者証は 左記のタイプです。発行日と有効期限 の記載があります。今、ご使用になっ ている補助者証の日付をご確認下さ い。また、以前のタイプの補助者証を お使いの方、有効期限が切れている方 は大至急!更新手続をお願いいたしま す。手続方法は下記の通りです。

- ●有効期限満了の3か月前から交付の請求ができます。
- ●今、お使いの補助者証のコピーと写真(3cm×4cm、1枚) を揃えて、事務局までお申し出下さい。
- できあがり次第郵送いたします。(作成にお時間を頂きます)
- 更新手続に於いて、料金は発生いたしません。

### 神戸支部

## 平成28年度 第1回支部研修会

日 時:平成28年7月27日(水)

場 所:あすてっぷ神戸

日中の暑さがまだ残る7月27日の夕方、神戸支部研修があすてっぷ神戸にて開催されました。





今回の研修は3 部構成となっており、第1部では93 条但書調査報告書 ソフトの使い方について、企画部の

若原部員・前川部員に解説していただきました。

土地・建物についてそれぞれの項目における記載内 容の解説や、使いやすくするためのちょっとした機能 紹介などもあり、とてもわかりやすい内容でした。

今回の調査報告書ソフトでは、マウスの右クリックにいるいるな機能を持たせてあり、定型文などの登録と併せて上手く使いこなせばマウスのみで調査報告書のかなりの部分の記載ができるようになっています。毎回記載の大変な調査報告書、ソフトを使いこなして少しでもラクに作りましょう!! ちなみに、別のパソコンで継続して報告書の作成を行いたい場合は、ログイン後の画面上部の「ツール」から「環境設定」を選択し、「終了時の設定」の「データのバックアップ先フォルダ」をUSBメモリー等に指定し保存すること

で可能になるそうですよ。

第2部では、オンライン申請の実演+Q&Aという ことで、企画部の中山副支部長・大平部員に解説して いただきました。



パソコンの画面 での実演なので、 流れがつかみ易か ったこともさるこ とながら、配布の レジュメも押さえ

ておくべき点・注意点が的確かつ簡潔に記載されておりとても理解しやすく作られておりました。

第3部は、基準点管理システム「点」を使った際の 使用報告についての解説を、本会技術対策室員もされ ている企画部の西村部員に解説していただきました。



「点」のソフト はよく使用してい るのですが、恥ず かしながら使用報 告を知らなかった 筆者…解説を聞い

て、こんな簡単にできたん!?というくらいあっさりと 完了!! これからはちゃんと報告するようにします… 研修全体を通じて、とても解りやすい解説が印象的

でした。大変多くの参加者 で、終了時間をオーバーし ても質問があちらこちらか ら飛び交う、とても活気の ある研修でした。

企画部員の皆様、お疲れ 様でした。大変勉強になり ました。ありがとうござい ました。



(神戸支部 部屋 昇壮)



## 60歳厄年のお正月・旅行



芦ノ湖から向こうに 富士山が見えます

明けましておめでとうございます。 私は、今年の正月も、『箱根駅伝(関東学生連盟主催)の追っかけ観戦』 に行って来ました。20年前にテレビ 中継されるようになってから、お正 月の風物詩になった箱根駅伝のファ ンは日本中で増えました。私はテレ ビ観戦では満足できず、現地まで足 を運んでいますが、毎年行っている

と、ストレス解消効果は下がっている感もあります。 それでも、一年中で最も楽しみにしている4日間です。 今年は、カメラのレンズを小さくして、荷物を減らし、 天気がよさそうでしたので、歩いてバックパッカーし たいと思っていました。そして、年末の慌ただしい中、 31日にとりあえず列車に乗りました。乗ってしまうと、 何時ものように解放感に浸りながらゆっくりと東京に 近づきます。

2日目(元日)に世界遺産富士山麓の御殿場で走り 初めマラソンに参加しました。「一富士二鷹三茄子、、、」 の諺にもあるように、毎年のことながら、きれいな富 士山を観ての、おめでたい一年の幕開けになりました。



そして3日目の朝 はいよいよ、箱根駅 伝スタート地点へ。 東京駅からスタート 地点の方向へ歩いて 向かいながら会場の 雰囲気を嗅ぎ、雰囲

気に自分を酔わせました。大勢のファンがスタートを 待っている中に混ざって、カメラを構え21チームがス タートするのを観て撮って、東海道線で追っかけて観 戦しました。

今年は暖かく、駅伝競走はアクシデントもなくA学院大学が先頭で芦ノ湖畔にゴールしました。私もシミュレーション通り、東京→川崎→箱根湯本→芦ノ湖の追っかけ観戦のゴールに着きました。予定ではここで旧街道を歩いて下る予定をしておりましたが、稀にも天気が良くて暖かかったので、海賊船、ロープウエー、登山バスを利用し、観光、散策しながら下山しました。この日も2万歩も歩き疲れて、夜は駅伝のダイジェスト版を見ることなくぐっすり眠ってしまいました。

最終日の4日目は、早朝に箱根湯本に戻って、山を下って来るランナーを待ちました。ここでは、毎年、駅伝を一目見ようと、観光客の方たちが時間を見計らって沿道に集まって来られて、Y新聞社から配られ

る旗を振ってランナーに声援され、この光景が風物詩なのかも知れません。今年は7区にW大学で兵庫県の高校出身のランナーが走るので、そのランナーを大磯で見て、追っかけ観戦は終了しました。そして、小田原に戻って新幹線に乗り、新幹線の中ではFMでNHK電波が流れているので、駅伝中継を聞きながら帰る事が出来ました。名古屋を過ぎたところでA学院大の三連覇を聴き、続いて全大学がゴールしたことを確認。夜、テレビでダイジェスト版を見てお正月3が日は心地良く終わりました。





仕事始めの4日、午前中に、地元の神社にお参りし て、60歳の厄除けのお払いをしていただきました。神 社は「御形(みかた)神社」といって、重要文化財で、 県社の位にあります。神社にある大きな酉の絵馬を 撮っていると、以前にも会報用に写しに来たことを思 い出しました。その時も酉でしたので、歳月の流れを 確認しました。この間にIT化が進んで、それに振り 回され、よく理解出来ていないまま、周囲について行っ ている私は、時々悲しい気がすることがあります。ア ナログ世代で育った私には、IT世の中は厳しく、寂 しい。オンライン申請が普及し、情報も電子媒体に変 わっています。これに、もう暫く着いて行くことにな ります。今年も、こんなことを時々考え、背伸びしな がら過ごさなければならない毎日が始まりますが、来 年のお正月を楽しみに日々頑張ろうと思っています。 合掌。

(広報部理事 佐古井 守)



# 国の国際国シリーズ

## 「登記申請却下」

土地家屋調査士をやってきて、小さなエピソードな ど思い起こすとたくさんありますが、今回はある事件、 本当の事件について記してみようと思います。

今から約10年前のことです。

それまでよくY㈱が、建物(10階建共同住宅等)の表題登記を依頼してくれていたので、その時もいつもと同様の表題登記だと思い、その会社に行き、話を聞いてみたところ、今回は何Sホーム(以下何Sとします)という会社との共同でマンションの表題登記をしてくれというものでした。

Y㈱、何S、T建設㈱(以下T建設とします)の3 社が協定をしており、Y㈱、何Sが建築主でT建設が 建物の設計、施工を担当するというもので、 持分は Y㈱が100分の74、何Sが100分の26の割合でした。

ただし建物の建築確認申請上では何Sが建築主となり、検査済証も何Sに交付されていました。つまり建物の請負契約では何SとT建設が契約を締結していますが、実際の工事代金はY㈱が100分の74、何Sが100分の26の割合で出資をしていました。そのような理由(持ち分の割合)もあり、建物の建築確認済証はY㈱が所持していましたが、突然何SがY㈱に確認済証を貸してくれといってきたので、貸したがそれでよかっただろうかと、わたしに質問があったので、なぜ何Sが確認済証を借りなければならないのかと、すこし疑問がわきました。

というのも、以前に大阪で土地家屋調査士をしている友人が実際に出会った事件を思い出したからです。

気になったので、法務局の担当者に土地の地番をいい、その土地上に建物の表題登記が申請されていないか聞いてみると、表題登記の申請がされているという返事がありました。まさかと思いながら法務局に行き、それは違う、本当の所有者はY(株)と何Sの共有だというと、登記官の答えでは、その何Sから単独で申請されているということでした。建築確認済証、検査済証、所有権証明書等を添付し、法務局の現地調査も終わったというので、私はY(株)がT建設(施工者)に払った代金の領収証の写し、今までの計画書等を持参し、登記官に事情を説明すると、わかってくれましたが、こ

# 尼崎支部 西川文明



のままでは登記を完了してしまうので、わたしにも建物の表題登記を申請してくれといわれました。そうすれば同じ建物に同時に2件の表題登記の申請がされたことになり、2件とも却下するからということでした。法務局には時間をかせいでもらい、こちらは急いで図面等を作成し、建物表題登記の申請をしました。その間、相手の方は法務局に登記はまだかと連日催促の電話があったようですが、その都度まだ調査中ですと返答してもらいました。

そして2件の登記申請が却下になり、私としては先 の表題登記の完了を防ぐことができ、まずは安堵しま した。それというのも先に表題登記がされ、そのあと すぐに所有権移転登記がされてしまえば、本来の所有 者に戻すことができたかどうかを考えると冷汗が出て きたからです。

登記官には、これは詐欺事件ですと、警察署にも行ってもらい、事情を説明してもらいました。

(相)Sの社長がある人物に脅されてその行為をしたということが分かり、その人物がY(株)に抗議に来るのではないかと、同社の社長以下、T建設の役員等も、半日同社に詰めていたのを思い出します。なぜか私も呼ばれて隅のほうにいました。訪問者があるたびに一同顔を見合わせ緊張した雰囲気でした。結局その日は誰も来ることはなく、丁度その同じころ(相)Sの社長が顔を赤く腫らして下を向いて歩いていたと誰からともなく聞きました。

警察が介入した後の経過については詳しくは聞いていませんが、登記官からは私の建物図面のほうが良く描けていましたよと言われました。

その後Y(株が何)Sを相手に訴訟を起こし、数か月後和解となり、問題の建物の表題登記は、Y株式会社の単独申請で完了することができました。私が代理人として申請しました。

たくさんの人がかかわっている土地、建物、何億円 という土地、建物の登記をすることの大切さ、怖さを 改めて考えさせられました。時々思い出す事件です。

それ以降、登記を却下をされたことはありません。

### 神戸地方法務局からのお知らせ

## ~神戸のオンライン申請利用率を日本一に~

兵庫県土地家屋調査士会 中山 善弘 氏 聞き手 神戸地方法務局オンライン申請利用促進プロジェクトチーム

#### はじめに

政府は、平成25年以降、「世界最先端IT創造宣言」 を閣議決定するなど、世界最高水準のIT利活用社 会の実現を目指しています。

法務局は、これを受けて司法書士会、土地家屋調査士会と連携し、各会員の皆様の御協力を得て、登記事務のオンライン申請の利用拡大に取り組んでいるところですが、神戸局の利用率は、全国的に最下位に近い極めて低い利用率で推移している状況にあります。

そこで、神戸地方法務局オンライン申請利用促進 プロジェクトチームは、本紙面をお借りして、オン ライン申請を積極的に推進いただいている貴会会員 の皆様の声を直接うかがい、オンライン申請を利用 するに当たっての参考としていただき、更に利用し やすい制度にして参りたいと考えております。

今回、取材に御協力いただきましたのは、神戸支 部の中山善弘氏です。

### 本日はよろしくお願いします。

こちらこそ、よろしくお願いします。

# ――まず、登記申請のオンラインによる利用率について、お伺いします。

全ての申請をオンラインにて申請をしているので、 利用率は100%です。

オンライン申請が開始された当初から当会神戸支 部の企画部に在席し、現在も企画部担当副支部長を しておりますので、ずっと利用し続けています。

### ----100%という高利用率、誠にありがとうござい ます。

オンライン申請の利点について、どのように感 じておられますか。

登記申請は、通常、午後5時15分までのところ、 オンライン申請であれば、夜9時まで可能ですので、 依頼人から「○日までに申請してください」等と依 頼されている案件は、前日の夜に申請しておくこと により、確実に翌日午前8時30分以降速やかに受付されますので、非常に安心感があります。仮に、法務局に別途提出すべき添付情報があったとしても、あとは郵送するだけで済みます。

あと、紙ベースで申請していた頃は、プリントアウトする紙の枚数が相当な数でしたが、オンライン申請を利用することにより、紙の消費量が大幅に減りました。私の事務所では、例えば、建築確認書についても、スキャナした後、そのまま電子データとしてパソコンで管理していますので、紙にプリントアウトする必要は一切なく、ペーパーレス化がとても進んでいます。

また、オンライン申請をすると、添付の図面(地 積測量図、建物図面等)が電子データのままの精度 で地図情報システムに登録されるメリットがありま す。書面申請ですと、どうしても登録される図面の 精度が落ちてしまいます。

さらに、法定外添付情報をPDFファイル化し、 オンラインで申請情報とともに送信することで、原

### 神戸地方法務局からのお知らせ

本提示の省略が可能ですし、以前と異なり、受付後、 早めに審査されているようですので、これもオンラ イン申請のメリットだと思います。

一 「オンラインによる表示に関する登記の申請又 は嘱託における法定外添付情報の原本提示の省 略に係る取扱い」をうまく活用していただくこ とで、申請時の繁忙状況にもよりますが、速や かな審査が可能となりますので、今後とも御利 用をお願いいたします。

法定外添付情報の原本提示の省略の取扱いについて、知らない土地家屋調査士が多いように思います。 法務局側ももっと積極的にアナウンスしたらと思います。

ところで、この取扱いによりオンライン申請をした場合であっても、原本の提示を求められる登記官が多いように感じます。この点どうなっているのでしょうか。

- 一オンラインにより送信された法定外添付情報について、原則、原本提示が省略されますが、例えば、筆界確認書などに押印された印鑑の印影を確認する際、原本そのものの印影が薄かったり、PDFファイル化した印影に歪みが生じたりするケースがよくあり、その際、原本の提示をお願いすることがあると思います。審査上、確認が必要なケースですので、御協力をお願いしております。もちろん、法務局職員としても、本取扱いの趣旨をよく理解の上、安易に原本提示を求めることのないよう留意してまいりたいと思います。
- 一一他管区では、6割を超えるオンライン利用率の 局もありますが、神戸局で利用率が上がらない 主な原因について、どのようにお考えですか。

いわゆる特例方式として添付情報を持参する必要 があることから、結局、書面申請と同じような手間 が掛かると言われる方が多いと思います。

しかしながら、例えば、建物の滅失の登記申請において、オンラインを利用した場合、法定外添付情報である取壊証明書や印鑑証明書をPDFファイルで送信することで、原本の提示を省略することができ、別途、委任状を提出するだけで済みます。ですから、そのような方には、少なくとも、建物の滅失の登記申請については、オンライン申請の方が便利ですよと説明しています。

# ――オンライン申請を利用されている中で、改善すべき点など何か御意見はございますか。

図面情報ファイル (地積測量図、建物図面等)の作成については、職業上のこだわりもあり、600dpi以上の解像度で作成しています。先ほども触れたように、オンライン申請をすると、これらの図面が電子データのままの精度で地図情報システムに登録されるメリットがありますが、システムの制約から400dpiに解像度を下げなければならないと聞いています。それでは、メリットも半減するので、登録図面のデフォルト (基準値)の解像度を上げることが望ましいと思います。

また、地図情報システムがカラー印刷に対応していないため、調査報告書に添付するカラー写真の原本の提出を求められるケースがあります。申請情報等は、重要な資料として、長期間保管されることを考えれば、地図情報システムもカラー印刷に対応した方がよいのではないでしょうか。

## ――御指摘のあった図面情報ファイルの解像度やカ ラー印刷の問題については、今後の検討課題と 考えています。

地図訂正など、申出に当たるものについては、地 積更正登記の申請と併せてしなければならないもの であれば、地図訂正の申出もオンラインでできます が、単独ではできません。申出のみであっても、オ ンラインにより申出ができれば便利だと思います。



### 神戸地方法務局からのお知らせ

というのも、昨今の相続人不明の建物の問題に絡 み、弁護士から建物滅失申出の依頼を受けることが 多く、今後も相当の需要があると見込まれます。

一現状のシステムでは、残念ながら対応できませんが、そのような需要が多くあるのでしたら、 今後のシステム開発において検討すべき事項かもしれません。

申出単独でもオンライン申出が可能となれば、利 用が進むと思います。

――登記事項証明書のオンライン利用は、いかがで しょうか。 全ての証明書についてオンライン申請を活用しています。登記申請と同じく平日夜9時まで申請が可能で、通常、貴庁備付の私書箱により証明書を受領していますが、手が空いた時にいつでも申請も受領もできますので、とても便利で、助かっています。

#### ――おわりに

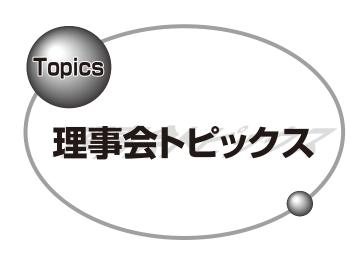
今後とも、オンライン申請の利用拡大につきまして、より一層の御理解と御協力をいただけますようお願いいたします。

御多用のところ、インタビューに御協力いただき、誠にありがとうございました。

### 【編集後記】

神戸地方法務局は、ここ数年の基本方針を「国民 の信頼に応える法務局」と掲げ、様々な改善や取組 みを行っているところですが、特にオンライン申請 の利用率については、全国的に見ても不名誉な位置 にあると言わざるを得ない状況が続いています。

タイトル**~神戸のオンライン申請利用率を日本**-に**~**とあるとおり、関西の復権を示すべく、会員の皆様に更なる御利用をお願いしますともに、今回の企画に御協力頂きました広報部の皆様に厚くお礼を申し上げます。



### 平成28年度第 2 回理事会 【開催日】平成28年 7 月28日(木)

会長あいさつの後、議事録署名人に瓜生哲也理事、 藤本明生理事の2名が選任され、岸本会長を議長に会 議が進められた。

### 連絡・報告事項

- 1. 会務全般報告
- 2. 各部・委員会報告
- 3. 非調事案への対応状況報告
- 4. 連合会定時総会報告
- 5. 近ブロ定例協議会報告
- 6. その他

### 審議事項

### 1. 会館修繕について

会館について、3階バルコニー壁面の汚れ等が目立つようになり、また、屋上のコーキングの劣化が激しく雨漏りの原因となりかねないことから、総務部において現時点で緊急性を要する修繕箇所等を精査のうえ、外壁タイル洗浄、屋上及びバルコニーの床面洗浄、バルコニー壁面塗装、バルコニーの汚損の原因を排除するための水切り設置工事、並びに会館の遠方からも視認できるような外壁箱文字取付工事を実施すること、及びそれに伴う会館維持管理特別会計の予算外支出について提案がなされ、異議なく承認された。

# 2. 不動産鑑定士協会主催「(仮) ひょうご空家対策 フォーラム」への参画について

兵庫県不動産鑑定士協会より同会が主催する「(仮) ひょうご空家対策フォーラム」について、土地家屋調 査士業務に関連する相談等があった際の相談員の紹介 等を行うことで、同フォーラムに関連団体としての参 画することについて提案がなされ、異議なく承認され た

### 3. 会費未納者への対応について

みなし退会処分となった会員の滞納会費について、 退会一時金と相殺しても一部不足する金額について雑 支出として処理する提案が行われ、異議なく承認され た。

### 協議事項

- 1. 「所有者不明土地を隣接地とする土地について分 筆の登記等を可能とするための筆界特定手続の取 扱要領(案)(試行用)に関する意見提出につい て(お願い) への対応について
- 2. その他

### 平成28年度第3回理事会 【開催日】平成28年9月29日(木)

会長あいさつの後、議事録署名人に菊田貴惠理事、 佐古井守理事の2名が選任され、岸本会長を議長に会 議が進められた。

### 連絡・報告事項

- 1. 会務全般報告
- 2. 各部・委員会報告
- 3. 連合会報告

#### 審議事項

### 1. 会館修繕について

前回理事会で審議可決された会館修繕工事を行うに あたって、一部修繕内容の変更の必要性が生じたこと から、修正審議について提案がなされ、異議なく承認 された。

### 2. 土地家屋調査士CPDポイントの公開について

平成24年より本会のホームページ「情報公開」のページに掲載されている会員CPDポイントについて合計欄がないことから設けることで、専門職能継続学習の情報公開に関する細則に基づき提案がなされ、異議なく承認された。

### 協議事項

- 1. 会員の広場管理運営規則について
- 2. 各部活動について

- ①非調事案への対応について
- ②不動産調査報告書の全面移行に伴う対応について
- ③「(仮) ひょうご空家対策フォーラム」への参 画について
- ④「コンプライアンス・プログラム改訂版(平成 28年8月)」の発刊について(案内)への対応 について
- ⑤兵庫県司法書士会との合同ポスター作成について
- ⑥綱紀案件増加に伴う対応について
- ⑦加古川支部からの問い合わせ事項について
- 3. その他

## 平成28年度第 4 回理事会

【開催日】平成28年11月22日(火)

会長あいさつの後、議事録署名人に岸部勇理事、小 柴健二理事の2名が選任され、岸本会長を議長に会議 が進められた。

### 連絡・報告事項

- 1. 会務全般報告
- 2. 各部・委員会報告

- 3. 連合会報告
- 4. 全国会長会議報告
- 5. その他

### 協議事項

- 1. 鳥取地震への対応について
- 2. 非調事案への対応について
- 3. ひょうご空家対策フォーラムについて
- 4. 所有者不明土地を隣接地とする土地分筆の登記等を可能とするための筆界特定手続きについて
- 5. 技術対策委員会について
- 6. 今後の研修予定について
- 7. その他
  - ①愛媛会主催「筆界特定制度10周年記念講演会」 について
  - ②表示登記研究会、事務連絡会の質問、要望事項について
  - ③法定相続情報証明制度について
  - ④土地家屋調査士業務拡大に向けた連合会の取り 組みについて
  - ⑤連合会「平成28年土地家屋調査士事務所形態・ 業務報酬実態調査 | の回答促進について

# 平成28年度 中 間 監 査

**監査実施日** 平成28年11月10日(木) 15:00~17:00

監 査 官 阪田・大坪・大富各監事

本会出席者 岸本会長 橋詰副会長 安居副会長

三嶋副会長 中井副会長

山本総務部長 大手財務部長

関和業務部長 中山広報部長

渡邊研修部長 髙橋社会事業部長

田中総務副部長 岡﨑財務副部長

高見技術対策委員長

平成28年4月1日から同年9月30日までの間の会務 運営、予算執行及び財務状況について中間監査が実施 された。

田中総務副部長の進行により、各部長、委員長より 中間監査説明書に添って、平成28年度上半期事業概況 の説明及び各部、委員会の予算執行状況について説明 が行われ、監事の求めにより、担当役員から次の項目

- の補足説明が行われた。
- ○非調査士の調査について
- ○今後の研修会の予定について
- ○基準点管理システムの利用について
- ○広報部事業計画にある司法書士会との合同PR活動 について
- ○今後の会館修繕の見通し、会館セキュリティ対策について
- ○危機管理整備について
- ○特別会費について

大手財務部長より平成28年度上半期財務運営状況説明資料に添って、財務運営状況の説明が行われた。

### 【監事の講評】

監事より、上半期の財務運営が適切に執行されている旨の報告があり、本日の中間監査を終了した。

## 部会・委員会報告 <sup>自 平成28年7月1日</sup> 至 平成28年12月31日

			総 務	部
開催	日	行 事 名	場所	議 題 等
7月1日	(金)	総務部会	本会会議室	平成28年度定時総会について他
7月10日( 7月11日	,	関東ブロック定例協議会	ホテルルポール麹町	岸本会長出席
7月14日		常任理事会	本会会議室	非調査士事案への対応について他
7月15日	(金)	近ブロ定例協議会	ホテルグランヴィア 和歌山	岸本会長、橋詰・安居・三嶋・中井各副会長、山本・ 大手・関和・中山・渡邊・髙橋各部長出席
7月21日	(木)	弁護士会との連絡協議会	木曽路	岸本会長、橋詰・安居・三嶋・中井各副会長、山本総 務部長出席
7月25日	(月)	神戸地方裁判所長挨拶	神戸地方裁判所	岸本会長、三嶋副会長、髙橋社会事業部長出席
7月28日	(木)	理事会	本会会議室	会館修繕について他
7月29日	(金)	近公連研修会	グランキューブ大阪	橋詰・安居両副会長出席
8月16日	(火)	非調事案対応	本会会議室	岸本会長、橋詰副会長、山本総務部長、鈴木顧問弁護 士出席
8月18日	(木)	常任理事会	本会会議室	非調事案への対応ついて他
8月19日	(金)	倫理に関する伝達研修会(淡路)	洲本市文化体育館	橋詰副会長、山本総務部長講師
8月23日	(火)	自由業団体連絡協議会	神戸オリエンタルホ テル	岸本会長、安居・三嶋・中井各副会長、山本総務部長、 中山広報部長出席
8月25日	(木)	倫理に関する伝達研修会(東播)	アスティア加西	橋詰副会長、山本総務部長講師
9月2日	(金)	公嘱協会通常総会	ANAクラウンプラザ ホテル	岸本会長出席
9月3日	(土)	倫理に関する伝達研修会(西播)	アクアホール	橋詰副会長、山本総務部長講師
9月7日	(水)	倫理に関する伝達研修会 (明石)	あかし男女共同参画 センター	橋詰副会長、山本総務部長講師
9月7日	(水)	倫理に関する伝達研修会(伊丹)	いたみホール	橋詰副会長、山本総務部長講師
9月8日	(木)	常任理事会	本会会議室	「「コンプライアンス・プログラム改訂版(平成28年8月)」の発刊について(案内)」への対応について他
9月13日	(火)	倫理に関する伝達研修会(阪神)	西宮市大学交流センター	橋詰副会長講師
9月13日	(火)	倫理に関する伝達研修会(加古 川)	加古川市勤労会館	山本総務部長、田中総務副部長講師
9月15日	(木)	倫理に関する伝達研修会(但馬)	和田山ジュピターホール	橋詰副会長、山本総務部長講師
9月29日	(木)	理事会	本会会議室	会館修繕について他
9月29日	(木)	司法書士会との連絡協議会	波勢	岸本会長、橋詰・安居・三嶋・中井各副会長、山本総 務部長出席
9月30日	(金)	近ブロ正副会長会議	大阪会会館	岸本会長出席
10月6日	(木)	神戸地方法務局総務課訪問	神戸地方法務局	岸本会長、橋詰副会長、山本総務部長、村上事務局長   出席
10月7日	(金)	近公連通常総会	琵琶湖ホテル	岸本会長出席
10月12日 ~10月13日		全国会長会議	東京ドームホテル	岸本会長出席
10月20日	(木)	新入会員面談	本会会議室	2名
10月20日	(木)	常任理事会	本会会議室	非調事案への対応について他
11月10日	(木)	常任理事会	本会会議室	鳥取地震への対応について他
11月17日	(木)	本会、政連、公嘱協会による連 絡協議会	本会会議室	地籍調査の推進について他
11月18日	(金)	倫理に関する伝達研修会(姫路)	姫路商工会議所	山本総務部長、田中総務副部長講師
11月18日	(金)	近ブロ事務局長等懇談会	ホテルグランヴィア 和歌山	村上事務局長出席
11月22日	(火)	理事会	本会会議室	鳥取地震への対応について他
11月24日	(木)	近ブロ綱紀委員長会議と紛議調 停委員長会議合同会議	大阪会会館	正心綱紀委員長出席

# 部 会 ・ 委 員 会 報 告

自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日

	総務部							
開催日	行 事 名	場所	議 題 等					
11月29日 (火)	行政書士会との連絡協議会	にしたにや海華	両会による連携事業について他					
12月4日 (日) ~12月5日 (月	近畿ブロック協議会と関東ブロ ック協議会の懇談会	KKRホテル東京	岸本会長出席					
12月5日 (月)	新入会員面談	本会会議室	1名					
12月6日 (火)	第16回兵庫県住宅再建共済制度 推進会議	ラッセホール	髙橋社会事業部長出席					
12月8日 (木)	新入会員面談	本会会議室	1名					
12月8日 (木)	常任理事会	本会会議室	年計表、特別会費納付書について他					
12月9日 (金)	倫理に関する伝達研修会(尼崎)	尼崎中小企業センター	山本総務部長、田中総務副部長講師					
12月14日 (水)	登録証交付	本会会議室	1名					
12月14日 (水)	近ブロ総務部会	大阪会会館	山本総務部長出席					
12月20日 (火)	近ブロ正副会長、近公連、近政 連との意見交換会	大阪会会館	岸本会長出席					
12月26日 (月)	合格証書交付式	神戸地方法務局	岸本会長、山本総務部長出席					
12月26日 (月)	登録証交付	本会会議室	1名					

	財務部							
開催日	行 事 名	場所	議 題 等					
7月3日(日)	連合会親睦ゴルフ大会前夜祭	札幌東急REIホテル						
7月4日 (月)	連合会親睦ゴルフ大会	札幌ゴルフ倶楽部						
9月4日 (日)	近ブロゴルフ大会前夜祭	クサツエストピアホ テル	兵庫会参加者11名					
9月5日 (月)	近ブロゴルフ大会	ジャパンエースゴル フ倶楽部	兵庫会参加者10名					
9月9日 (金)	財務部会	本会会議室	歩こう会について他					
9月23日 (金)	近ブロ財務部会	大阪会会館	大手財務部長出席					
11月10日 (木)	監事会	本会会議室	中間監査の打合せ					
11月10日 (木)	中間監査	本会会議室	平成28年度中間監査					
11月19日 (土)	歩こう会		参加者:97名 担当:西播支部					

	業務部								
開催	日	行 事 名	場所	議 題 等					
7月8日	(金)	業務部会	本会会議室	今年度の事業について他					
7月11日	(月)	平成28年度地籍アドバイザー研 修会	都道府県会館	山本総務部長出席					
7月20日	(水)	近ブロ業務部会	本会会議室	岸本会長、安居副会長、関和業務部長、瓜生業務副部 長出席					
8月26日	(金)	研究所「全国の土地法制に関す る研究」に係る打合せ	大阪会会館	安居副会長、関和業務部長、江本名誉会長出席					
9月6日	(火)	基準点管理システムの共同使用 に係る委員会	大阪会会館	安居副会長、鬼頭情報管理室長、関情報管理副室長、 高見技術対策委員長出席					
9月28日	(水)	近ブロ業務部会	大阪会会館	岸本会長、安居副会長、関和業務部長、瓜生業務副部 長出席					
10月26日	(水)	業務部会	本会会議室	表示登記研究会・事務連絡協議会の質問事項、要望事 項の精査について他					
11月24日	(木)	近ブロ境界鑑定実務講座	大阪国際交流センター	兵庫会53名受講					
11月26日	(土)	地籍問題研究会第17回定例研究 会	明治大学駿河台キャ ンパス	関和業務部長出席					
12月5日	(月)	表示登記研究会・事務連絡会	神戸地方法務局	オンライン申請の利用について他					



# 

			広 報	部
開催	日	行 事 名	場所	議 題 等
7月23日	(土)	自由業団体連絡協議会一斉相談 会	神戸市勤労会館	三嶋副会長、中山広報部長、菊田広報副部長、横田 · 宮川両広報部員出席
7月31日	(日)	全国一斉不動産表示登記無料相 談会	本会会議室	中山広報部長、細山・山﨑両広報部員出席
8月5日	(金)	近ブロ寄附講座採点会	立命館大学	中山広報部長、井本・大平両会員出席
8月8日	(月)	インターンシップ打合せ会	本会会議室	期間中のスケジュールについて他
8月8日	(月)	京都産業大学寄附講座採点会	京都産業大学	中山広報部長、井本会員出席
10月2日	(日)	全国一斉!法務局休日相談所	神戸市勤労会館	中井センター長、竹島センター運営委員、東・岩本両 会員出席
10月6日	(木)	近ブロ広報部会	大阪会会館	中山広報部長出席
10月24日	(月)	兵庫県立農業高校との打合せ会	兵庫県立農業高校	中山広報部長、菊田広報副部長、中西支部長出席
11月16日	(水)	HP更新に伴う業者との打合せ	本会会議室	中山広報部長出席
11月19日	(土)	外部講師養成講座	大阪会会館	安西・井本両会員出席
12月14日	(水)	広報部会	本会会議室	今年度の事業について他
12月27日	(火)	兵庫県立農業高校出前講座	兵庫県立農業高校	

						研	修	部				
開 催 日		行	事	名		場	所	Ē	義	題	等	
7月19日(火	<b>(</b> )	研修部会				本会会議	室	新入会員研修会につ	いて	他		
7月19日(火	()	第1回業務研	肝修会			神戸産業	振興センター	152名受講				
8月1日 (月	])	近ブロ研修音	『会			大阪会会	館	渡邊研修部長出席				
8月19日(金	<u>È</u> )	倫理に関する	3伝達	研修会	(淡路)	洲本市文	化体育館	18名受講				
8月25日(木	()	倫理に関する	3伝達	研修会	(東播)	アスティ	ア加西	30名受講				
8月30日(火	()	近ブロ研修音	『会			大阪会会	館	渡邊研修部長出席				
9月3日(土	<u>-</u> )	倫理に関する	3伝達	研修会	(西播)	アクアホ	ール	21名受講				
9月7日 (水	()	倫理に関する	5伝達	研修会	(明石)	あかし男 センター	女共同参画	28名受講				
9月7日 (水	()	倫理に関する	3伝達	研修会	(伊丹)	いたみホ	ール	18名受講				
9月9日 (金~9月10日 (金		本会新入会員	₹研修	会		本会会議	室	13名受講				
9月13日(火	(y)	倫理に関する	5伝達	研修会	(阪神)	西宮市大	学交流セン	30名受講				
9月13日(火	<b>(</b> )	倫理に関する 川)	5伝達	研修会	(加古	加古川市	勤労会館	27名受講				
9月15日(木	<b>(</b> )	倫理に関する	5伝達	研修会	(但馬)	和田山ジール	ュピターホ	36名受講				
10月22日(土	<u>(</u> )	近ブロADR記 活用支援研修		.地家屋	調査士	エル・お	おさか	本会40名受講				
10月26日(水	(x)	第1回選択研	肝修会			あすてっ	ぷ神戸	51名受講				
11月18日(金	<u>&gt;</u> )	倫理に関する	5伝達	研修会	(姫路)	姫路商工	会議所	47名受講				
12月6日 (火	()	業務研修会請	<b>講師打</b>	合せ		本会会議	室	安居副会長、渡邊研	修部	長出席	Ť	
12月9日(金	<u>È</u> )	倫理に関する	5伝達	研修会	(尼崎)	尼崎中小	企業センター	19名受講				

# 部会・委員会報告

自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日

	社 会 事 業 部							
開催	日	行 事 名	場所	議 題 等				
7月25日	(月)	まちづくり事務局委員会	弁護士会館	中井・髙橋両委員出席				
7月28日	(木)	筆界調査委員意見交換会事前打 合せ	本会会議室	当日の運営について他				
7月29日	(金)	ひょうご空家対策フォーラム第 1回運営委員会	神戸市教育会館	髙橋社会事業部長、宮嶋社会事業副部長出席				
8月3日	(水)	筆界調査委員による意見交換会	本会会議室	25名出席				
9月14日	(水)	阪神・淡路まちづくり支援機構 定期総会	エスタシオン・デ・ 神戸	三嶋副会長、中井・髙橋両委員出席				
9月27日	(火)	社会事業部会	本会会議室	今年度の事業について (中間報告) 他				
9月29日	(木)	筆界特定室との打合せ	神戸地方法務局	三嶋副会長、髙橋社会事業部長、宮嶋社会事業副部長 立花・竹島両理事出席				
10月4日	(火)	ひょうご空家対策フォーラム運 営委員会	神戸市教育会館	髙橋社会事業部長、宮嶋社会事業副部長出席				
10月27日	(木)	ひょうご空家対策フォーラム団 体長会議	兵庫県不動産会館	岸本会長、髙橋社会事業部長出席				
11月3日	(木)	まちづくり支援機構による鳥取 地震の現地視察	鳥取県	髙橋社会事業部長、宮嶋社会事業副部長出席				
11月7日	(月)	近ブロ社会事業部会	滋賀会会館	髙橋社会事業部長出席				
11月11日	(金)	愛媛会主催「筆界特定制度施行 10周年記念講演会」	愛媛会会館	宮嶋社会事業副部長、天野社会事業部員出席				
11月15日	(火)	まちづくり事務局委員会	本会会議室	髙橋委員出席				
11月30日	(水)	第2回筆界調査委員による意見 交換会	本会会議室	30名出席				
12月9日	(金)	愛知会主催「空家対策の推進に 関する特別措置法」研修会	名古屋市公会堂	髙橋社会事業部長、竹島社会事業部理事出席				
12月14日	(水)	社会事業部会	本会会議室	今年度の事業について他				

	技 術 対 策 委 員 会							
開催	日	行 事 名	場所	議 題 等				
7月13日	(水)	登記基準点設置作業打合せ会	本会会議室	認定登記基準点設置についての作業期間・目的(支部 研修等)・進め方について他				
8月2日	(火)	技術対策委員会	本会会議室	平成28年度測量研修会について他				
11月9日	(水)	加古川支部登記基準点設置にか かる埋標作業	加古川市山手一丁目 地区	大西委員出席				
11月24日	(木)	加古川支部登記基準点設置にか かる観測作業	加古川市山手一丁目 地区	高見技術対策委員長、西村技術対策副委員長、前田· 丸山·大西·黒田·石塚各委員出席				

	境界問題相談センターひょうご							
開催日	行 事 名	場所	議 題 等					
8月23日 (火)	推進委員会	本会会議室	運営状況報告他					
9月12日 (月)	運営委員会	本会会議室	運営状況報告他					
10月19日(水)	推進委員会	本会会議室	運営状況報告他					
11月7日 (月)	運営委員会	本会会議室	運営状況報告他					
11月22日 (火)	愛知会センター視察	本会会議室	中井センター長、竹島運営委員出席					
12月1日 (木) ~12月2日 (金)	土地家屋調査士ADR担当者会同	土地家屋調査士会館 3階	中井センター長出席					
12月5日 (月)	研修会講師打合せ	本会会議室	中井センター長、阪本推進委員長出席					
12月7日 (水)	推進委員会	本会会議室	運営状況報告他					





平成28年12月31日現在

### ○入会届

支部 神戸 入会年月	神 戸 入会年月	いずみ かずひろ <b>泉 和宏</b>	事務所	〒651-1145 神戸市北区惣山町1丁目6-1	測補
H 28 11		登録番号2476	TEL	078 (591) 3015 FAX 078 (595) 7215	
i	15	会員番号1939	E-mail	izumi6103@yahoo.co.jp	
支部 版神		やまもと てるお <b>山本 照夫</b>	事務所	〒662-0865 西宮市神垣町 5 -603号	測補
H 28 11		登録番号2477	TEL	0798 (72) 0578 FAX 0798 (72) 0578	
i		会員番号1940	E-mail	spritemk11958@yahoo.co.jp	
支部		<sup>なんば ひろゆき</sup> <b>難波 宏行</b>	事務所	〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1405-1 難波ビル201号室	測補 認
H 28 12		登録番号2478	TEL	0790 (22) 0512 FAX 0790 (22) 3419	
12		会員番号1941	E-mail	nannba-off@galaxy.ocn.ne.jp	
支 版 神 入会年月		やまかど こうたく 山門 <b>巧卓</b>	事務所	〒663-8113 西宮市甲子園口 2 丁目 24-26-201号	測補認
H 28	2	登録番号2479	TEL	0798 (55) 2054 FAX 0798 (55) 2054	
12 20		会員番号1942	E-mail	yamakado1115@gmail.com	

## ○支部移動届 (西播支部→加古川支部)

Γ



はしもと たかゆき <b>橋本 隆之</b>	事務所	〒676-0826 高砂市阿弥陀町北山62	行
登録番号1405	TEL	079 (447) 3719 FAX 079 (447) 3719	
会員番号850			

### ○名簿記載事項変更・訂正

登録番号	会員番号	会員名	名簿記載事項		名簿頁
2471	1934	稲留 正博	(E-mail) inadome@clock.ocn.ne.jp	神戸	35
2472	1935	坂本 龍	(E-mail) cqe166271@outlook.jp	西播	119
1916	1373	井上 龍博	(E-mail) t.inoue@m01.fitcall.net	加古川	90
2314	1778	中野 将生	(TEL) 078 (778) 8836 (FAX) 078 (778) 8836	明石	100、106
1244	689	本多 義博	(E-mail) yoshimiyo@gaia.eonet.ne.jp	東播	136



# 会員の動向

平成28年12月31日現在

## ○事務所変更届

登録番号	会員番号	会員名	事務所	電話・FAX	支部	名簿頁
2353	1816	楠田 篤	〒668-0031 豊岡市大手町 9 -34	TEL 0796 (20) 1030 FAX 0796 (20) 5410	但馬	125
2300	1764	祗園 健二	〒662-0822 西宮市松籟荘 2 -17	TEL 0798 (31) 3331 FAX 0798 (31) 5082	阪神	41
2235	1699	田中 真也	〒675-0039 加古川市加古川町粟津579-1	TEL 変更なし FAX 変更なし	加古川	94
2388	1851	二杉 隆志	〒650-0034 神戸市中央区京町74	TEL 変更なし FAX 変更なし	神戸	27
2416	1879	南前 雅彦	〒650-0034 神戸市中央区京町74	TEL 変更なし FAX 変更なし	神戸	31
2189	1652	松林 幸信	〒665-0033 宝塚市伊孑志2丁目11-5 リヴァージュ逆瀬201	TEL 0797 (75) 7502 FAX 0797 (98) 9624	阪神	45
1403	848	末冨 祐司	〒654-0081 神戸市須磨区高倉台7丁目 9-14	TEL 078 (735) 0668 FAX 078 (735) 0839	神戸	22
2316	1780	佐伯 武彦	〒655-0861 神戸市垂水区下畑町2087-1	TEL 変更なし FAX 変更なし	神戸	12、21
2134	1596	梶原 俊隆	〒674-0074 明石市魚住町清水2185-4 福田ビル2階	TEL 変更なし FAX 変更なし	明石	103
2471	1934	稲留 正博	〒674-0074 神戸市中央区伊藤町121 神戸伊藤ビルディング 7 階	TEL 078 (335) 1722 FAX 078 (335) 1723	神戸	35
2450	1913	伏屋 晃久	〒661-0953 尼崎市東園田町2丁目108-105	TEL 06 (6498) 7146 FAX 06 (6498) 7147	尼崎	64
2431	1894	藤田 真吾	〒668-0014 豊岡市野田144	TEL 0796 (34) 6388 FAX 0796 (24) 1766	但馬	128
2069	1531	工藤久	〒658-0044 神戸市東灘区御影塚町 3丁目3-5-402号	TEL 変更なし FAX 変更なし	神戸	20

## ○退会届

登録番号	会員番号	会員名	退会年月日	事由	支部	名簿頁
1616	1054	鳥本 哲平	Н 28. 7.11	廃 業	姫路	79、164
1660	1093	田中 義則	H28. 8.17	退 会	明石	105、163
1861	1316	原田 固	Н28. 9.12	廃 業	淡路	141、165
1924	1382	北山 尚	H28. 9.30	廃 業	神戸	19、160
1890	1346	西中 政夫	H28. 9.30	廃 業	阪神	44、165
1379	824	川向 正幸	H28. 9.30	廃 業	伊丹	52、160
2438	1901	池田 邦泰	H 28. 9.30	退会	姫路	70、72、157
1752	1200	芝崎 俊雄	H28. 9.30	廃 業	東播	135、162
2045	1507	轟 勝一朗	Н28.11.1	退会 (大阪会へ)	神戸	25、164
1597	1033	楠田 憲一	H 28. 12. 22	廃 業	神戸	20、161
1818	1269	中西 義昭	H 28. 12. 31	廃 業	尼崎	63、164

# 会員の動向

平成28年12月31日現在

~ 計 報~ つつしんでご冥福をお祈りいたします。



伊丹支部 正呂地 秀和殿(享年83歳) は、平成28年7月7日にご逝去され ました。

(昭和38年12月24日入会)



神戸支部 佐貫 哲男殿(享年81歳) は、平成28年7月26日にご逝去され ました。

(平成18年9月20日入会)



阪神支部 寒作 廣明 殿 (享年66歳) は、平成28年7月28日にご逝去され ました。

(昭和53年4月20日入会)



東播支部 田中 清殿(享年69歳) は、平成28年8月10日にご逝去され ました。

(昭和49年2月8日入会)



西播支部 高原 文彦殿(享年79歳) は、平成28年9月2日にご逝去され ました。

(昭和59年9月13日入会)



西播支部 鳥羽 史郎殿(享年79歳) は、平成28年9月20日にご逝去され ました。

(昭和36年12月12日入会)





## **TOPCON**

**Geodetic Total Station GT Series** 





## 激安!インクジェット用普通紙



64 g 594×50m (2本入)

64 g 841×50m (2本入)

## 激安!境界プレート



60角 4mm厚

40角 4mm厚



他、各種取り揃えしておりますのでご不明な点は下記にお問い合わせください

〒651-1114

兵庫県神戸市北区鈴蘭台西町2-20-23

# 有限会社システム測器

TEL078-592-8585 FAX078-592-8584

E-mail:system s@theia.ocn.ne.jp

# 会員の動向

平成28年12月31日現在

# 新入会員

# アンケート

①出身地はどこですか? ②あなたの住んでいるまちの自慢をしてください。

③現場でのお気に入りランチのお店とメニューを教えてください。

④仕事から帰ってのお楽しみは?? ⑤好きな休日の過ごし方は?

⑥ちょっぴり自慢出来ることを教えてください。

⑦最後に土地家屋調査士としての意気込みをお願いします。



版神支部 **山本 照夫** 

①兵庫県西宮市です。

②西宮市は大阪や神戸へのアクセスはとても便利ですが、私の居住する『神垣町』は阪急夙川駅、阪神西宮、JR西宮からはほぼ同じくらいの距離です。

はっきり言って、駅から30分徒 歩圏で、不便です。夜間はとて

も静かで、住むには快適な町です。(西宮市神垣町)

- ③兵庫県での業務はもっぱら自宅付近で、あえて外食 はしません。
- ④マイクロコンピュータにはまっています。非常に安価で、単純な構造ですが、車両の燃料制御や点火時期制御に使用されており、その勉強を時折しています。
  - これらの工業用マイクロコンピュータの制御センサーの発達により、皆さんが日々使用されるトータルステーションのGセンサーにて水平制御ができる次第です。
- ⑤冬にはフットボールの試合観戦に出かけます。
- ⑥これといってないです。
- ⑦依頼者の協力と法務局との密な打合せ並びに潤沢な時間があれば、不可能な登記はないと認識しております。法務局の打合せでは、本職として十分な知識と資料を持って臨むようにしております。



<sup>姫路支部</sup> **難波 宏行** 

- ①神崎郡福崎町
- ②1時間に2回、不気味な河童の 出る池があります。(神崎郡福 崎町)
- ③手軽に食べられるコンビニのお にぎりやサンドウィッチ等
- ④お風呂でゆっくりすること
- ⑤地元の友人とあそぶこと
- ⑥良くしてくれる友人や親族に恵まれていること
- ⑦早く調査士として一人前になれるように日々の精進 を欠かさないようにがんばります。



阪神支部 山門 巧卓

- ①和歌山県新宮市
- ②もちろん甲子園球場があること。 箕面市から引っ越してきたばか りで、まだまだ西宮市のことを 分かっていませんが、甲子園口 駅周辺は飲み屋が多いので気に 入っています。

(西宮市甲子園口)

- ③特にありません。
- ④ビール
- ⑤ジム
- ⑥高校時代、花園予選の決勝戦まで行きました。
- ⑦地域社会に貢献できる土地家屋調査士になれるよう に頑張ります。

### 年計表・特別会費納付書の提出について

平成28年分の年計表及び特別会費納付書の提出期日は、**1月31日(火)**です。 詳細については、本会ホームページをご覧ください。

なお、平成28年分より特別会費の納入方法が変更となっておりますので、ご注意ください。

## 編集後記

新年あけましておめでとうございます。また、今年 度の各種広報部事業に会員の皆様にご協力いただいた こと、この場を借りてお礼申し上げます。

さて、現広報部の活動も半年余りを残すのみとなってまいりましたが、現在集中して取り組んでいることが二つあります。一つ目は社会事業部、センターひょうごとともに改訂作業を進めている「境界問題センターひょうご」のウェブサイト。二つ目は次世代の若者へ向けたメッセージ(土地家屋調査士の制度広報PR)発信です。

「境界問題センターひょうご」のウェブサイトは現在パイロット版まではほぼ完成しており、残すは掲載内容のチェックと新たなコンテンツ研究となっています。スマートフォンにも対応しており、センターひょうごの研修内容なども掲載する予定であり、我々土地家屋調査士が土地境界の専門家であることを発信していまいりたいと思います。

次世代の若者に向けたメッセージ発信の第一歩として、昨年末に兵庫県立農業高校において、測量・設計・施工を学ぶ生徒さんに、土地家屋調査士という職業紹介をしてきました。広報部はもとより、同校OBの会

員や、加古川支部の会員のご協力を得て無事に二時間の授業をしてまいりました。今後継続的な事業として 展開していく道も見えてきました。今年はさらに多く の若い方と接する機会を持てるようにしていきたいと 思います。

また、今年度事業計画で挙げていましたSNS (Facebook) について公開を始めたことをお知らせいたします。「兵庫県土地家屋調査士会 広報部」と検索していただけるとご覧いただけると思います。現在は投稿するメンバーなどが限定された試験運用ですが、次年度には正式運用できるように研究していきたいと思います。

最後になりましたが、この号より配布先を拡大し、 土地家屋調査士の業務に関連する各種行政窓口にもご 送付させていただくことといたしました。土地家屋調 査士が土地境界に関する専門家であることはもちろん のこと、常に研修会などで研鑽を重ね、その能力を高 い水準で維持するように努めていることをご理解いた だければ何よりです。

(広報部長 中山 敬一)

明けましておめでとうございます。新しい酉年の始まりです。酉は果実が熟す状態を表す文字で、酉年は商売繁盛が期待できる年だそうです。旧年中は一筋縄でいかない仕事が重なり大変でしたので、新年に期待しようと思います。

この1年を振り返ってみると、自然災害が多く発生し、甚大な被害を出した大きな地震が何度もありました。震災に遭った地域は過去の経験を活かし、積極的に防災・減災への取組みをしており、本会も熊本会や鳥取会に現地で協力することができました。同時に、東京会の都市型災害に備えた研究が、意外にも震災地で役に立つなど、防災には多方面から取組む姿勢が必要であると感じられました。

一方、「空き家等対策の推進に関する特別措置法案」 が成立したことは、土地家屋調査士にとって大きな出 来事となりました。その附帯決議で、土地の境界紛争 の未然防止と跡地の利活用のため、更地にする場合に は事前に土地の境界を明確にする手続きを設けること になりました。連合会が「境界紛争ゼロ宣言」を掲げる今、空き家所有者・事業主体の市・不動産を取扱う業界に対して「境界の確定業務ができるのは土地家屋調査士だけである」ことをアピールする機会とするべく、各支部から行政に対し提言書を提出しました。

それに関連して、加古川支部では高砂市が作成する空き家対策冊子に土地家屋調査士会の広告を載せました。今にも壊れそうな危険な空き家は、市が取壊しの決定できる旨、市に促したり、空き家でも正しい登記をしておけば災害時の補償の対象を明確にできること等を示し、土地家屋調査士の業務が防災の一助となり得ることをアピールしました。

阪神淡路大震災から20年が経過して警戒が緩んできたところでしたが、土地家屋調査士ができる防災・減災への取組みは、社会を支えていくための役割でもあることを再確認する機会となりました。

(広報部副部長 菊田 貴惠)

## 【好評図書のご案内】

権利関係の明確化が難しい山林の境界判定につき 境界の第一人者と土地家屋調査士が理論と実務の両面から その手法と法的問題を解説した唯一の書



# 山林の境界と所有

資料の読み方から境界判定の手法まで

中央大学法科大学院客員教授·弁護士 **寳金敏明**/土地家屋調査士 **右近一男 編著** 土地家屋調査士 **西田寛・河原光男・西尾光人** 著

2016年9月刊 B5判 180頁 本体2.000円+税

● 105問のQ&Aで、境界の探索手法、資料の集め方・読み方、境界問題の是正策、紛争の予防と解決、地籍調査、裁判例の傾向などを解説。

# 境界の理論と実務

**寳金敏明 著** 2009年4月刊 A5判上製 608頁 本体5,700円+税

不動産に関係する全ての実務家にとっての必携書! 全250問のQ&Aで実務を網羅



# Q&A 隣地・隣家に関する 法律と実務

相隣・建築・私道・時効・筆界・空き家

末光祐一 著 2016年7月刊 A5判 440頁 本体4,100円+税

- ●隣地・隣家に関する境界関連、建築基準、取得時効、占有権、筆界特定、空き家など具体的な実務をこの1冊に集約。
- ●隣地との紛争などの簡裁代理等関係業務、地裁の裁判書類作成業務にも有益な実務の情報を収録。
- ●空き家特措法(平成27年5月26日完全施行)対応。先判例も多数収録。

# Q&A 道路・通路に関する法律と実務

登記·接道·通行権·都市計画

末光祐一 著 2015年6月刊 A5判 584頁 本体5,300円+税

# 第16回 会報 Hyogo に参加してプレゼントを当てよう!!

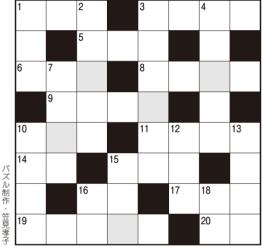
クイズに挑戦し、答えが分かった方は解答欄にご記入の上、必要事項・アンケートと共に兵庫県土地家屋調 査士会事務局までファックスにて送って下さい。締め切りは 2月28日(火)です。

正解者の中から、今回は抽選で「熊本の美味しいもの」をプレゼントします。

前回は正解者の中から抽選で3名の方に『デコポンゼリーDX130g』を発送しました!!

問

「スタート」のクロスワードです。タテ・ヨコのカギを ヒントにパズルを解き、グレーのマスに入った5文字を 並べかえてテーマに関係のある言葉にしてください。



### タテのカギ

- カーンと鳴って、ボクシングの試合 開始
- トラック競技のスタート時、一回で 失格
- 短距離走者。瞬発力が大事?
- スタートしたけど…永久に終わりが ない状態
- 東から昇って、一日の始まりです
- ○○○○運動をしっかりやってウォ ームアップ 10
- 12 ドルフィンキック! ジャンプして 輪くぐり
- ついたら止まりません
- 15 野球の試合開始は「○○○ポール!」
- 「端」と書く。物事の最初
- 18 はっけよい! 負けは「○○がつく」

#### ヨコのカギ

- アウトスタートは1番ホールから
- バックストロークのスタートは台に 乗りません
- スケートでスタート♪ チェケラッ
- ○○○的⇔抽象的
- 林業のためのロード 婚姻届に押して、新婚スタート a
- 10 健康のため始めました。ジョギング の服
- 11 水でにじまない〇〇〇〇件のインク
- 14 ○○・良・可の3段階評価
- 15
- 水球始めるよ。…どこで? 開会式のお天気、○○だといいね
- 江戸っ子が初物を珍重するサザエさ 17 んの弟
- 19 初心者に訪れる幸運、○○○○ラ ック 20 逆から読んでも「世界一の〇〇、活
- かサート

締め切り: 2 月28日



ボンオドリ

ア	オ	Ŧ	IJ		力	タ	ナ
ワ	ン		オ	力	ヤ	マ	
	ド	ラ		タ		ヤ	ボ
テ		ナ	ヌ	グ	イ		タ
ジ	力	ン		ル	ス	バ	ン
ナ	ラ		N	マ		ナ	
	オ	ン	ナ		力	ナ	ダ
サ	ケ		オ	力	X		シ

## 078-341-8115

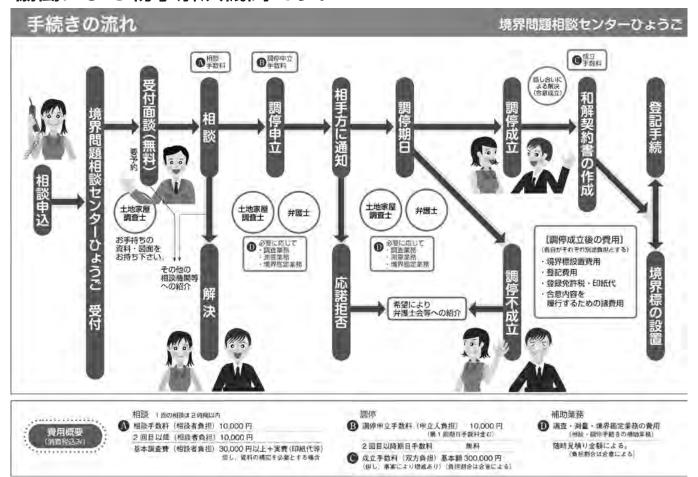
住 所 〒	
氏 名	職業
この会報をどこで見ましたか?	興味があった記事を教えて下さい

会報にて企画して欲しい事などがあればご自由にお書き下さい。

ありがとうございました。今後の会報編集の参考にさせていただきます。 なお、プレゼント当選者の発表は商品の発送にかえさせていただきます。

# **企地の境界問題でお回りの**方

境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」との 協働による紛争解決機関です。



# 境界問題相談センターひょうご

隣人との話し合いによる解決を目指します。 お気軽にご相談ください。

# 要予約 00120-144-400 078-341-8280

受付/月-金 9:00~16:00(±·日·祝は除く)

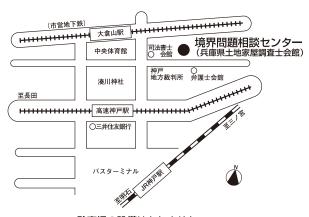
※電話でのご相談はお受けいたしておりません。当日ご予約なしでお越しになられた場合 ご相談を受けていただけない場合がございますのでご注意ください。

**〒650-0017** 

神戸市中央区楠町2丁目1番1号 (兵庫県土地家屋調査士会館3階)

電話 078-341-8280 FAX 078-341-8286 URL http://www.chosashi-hvogo.or.ip/adr/

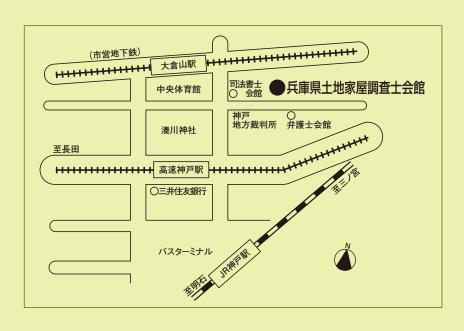
## 兵庫県土地家屋調査士会館内



※ 駐車場の設備はありません。



再会 (阪神支部 宮川 王音会員)



## 兵庫県土地家屋調査士会

**〒**650**-**0017

神戸市中央区楠町2丁目1番1号

TEL 078-341-8180 FAX 078-341-8115

E-mail info@chosashi-hyogo.or.jp

発行者 兵庫県土地家屋調査士会 会長 岸 本 八太郎

編集者 兵庫県土地家屋調査士会

広 報 部

印刷所 福田印刷工業株式会社 神戸市東灘区魚崎西町4-6-3

TEL 078-811-3131 FAX 078-851-8443